

第4次旭市障害者計画

(令和4年度～令和8年度)

ともに生きるまち、あさひ



令和4年3月

旭 市

はじめに

旭市では、平成 29 年 3 月に「第 3 次旭市障害者計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」を策定し、障害の有無に関わらず、人格や個性が尊重され、いきいきと暮らしていける社会の実現を目指して、各種障害者施策に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や家族形態の変化に伴う福祉ニーズの多様化や、地域のコミュニティ力の低下等がみられます。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期にわたり、私たちを取り巻く生活環境は大きく変化し、障害のある人やその家族の生活に影響を及ぼしています。

このような状況を踏まえ、引き続き、障害者福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、この度「第 4 次旭市障害者計画（令和 4 年度～令和 8 年度）」を策定いたしました。

本計画に基づき、前計画からの基本理念「ともに生きるまち、あさひ」を継承し、「第 2 期旭市総合戦略」で示された「障害のある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、ともに活躍できる地域づくり」に向けて取り組んでまいります。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本理念である「誰ひとり取り残さない」という包括的な視点を本計画の根底に置き、すべての人の平等かつ公平な社会参加を目指して、各事業を進めてまいります。

本計画の目標の実現に向けて、地域での相互理解を深め、保健・医療・福祉・教育等、関係者が連携して取り組むことが重要となりますので、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました旭市障害者計画策定委員会の皆様をはじめ、関係団体及び障害者支援機関の皆様、そしてアンケート調査、意見募集（パブリックコメント）等にご協力いただきました市民の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月



旭市長 米本 弥一郎

目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 国・県の動向	4
4. 計画期間	8
5. 計画の対象	9
第2章 障害のある人をめぐる現状	10
1. 旭市の人口動態	10
2. 障害者数の状況	11
3. 障害福祉サービス提供事業所の状況	16
4. アンケート調査結果	17
5. ヒアリング調査結果	28
6. 課題のまとめ	33
第3章 計画の基本理念	36
1. 基本理念	36
2. 施策の基本方針	37
3. 施策の体系	38
第2部 各論	39
第1章 共生社会の実現に向けた障害への理解促進	40
1. 意識啓発・広報の推進	40
2. 福祉教育の充実	42
3. 福祉に携わる人材の育成・確保	42
第2章 自立した生活を支える制度や支援の充実	44
1. 相談・情報提供の充実	44
2. 経済的支援の推進	45
3. 権利擁護の推進	46
4. 障害者家族への支援の充実	47
第3章 保健・医療・福祉サービスの充実	49
1. 障害者保健対策の推進	49
2. 障害者医療サービスの確保	50
3. 福祉サービスの充実	51

第4章 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進.....	53
1. 療育・教育の充実.....	53
2. 雇用・就業の促進.....	55
3. 社会参加の促進.....	56
4. スポーツ・文化活動の促進.....	56
第5章 安心できる生活環境の整備.....	58
1. 福祉のまちづくりの推進.....	58
2. 防災・安全対策の強化.....	60
第6章 計画の推進.....	62
1. 関係機関との連携強化.....	62
2. 庁内の連携強化.....	62
3. 計画の推進・評価体制.....	62
資料編	63
第1章 旭市障害者計画等策定委員会.....	64
1. 旭市障害者計画等策定委員会設置要綱.....	64
2. 旭市障害者計画策定委員会委員名簿.....	66
3. 旭市障害者計画策定委員会検討部会委員名簿.....	67
第2章 障害者計画策定の経過.....	68
第3章 用語解説.....	69

本計画中において、『*』がついている語句は用語解説があります。※その語句の初出につけています。

第Ⅰ部 総論

第Ⅰ章 計画の概要

第Ⅱ章 障害のある人をめぐる現状

第Ⅲ章 計画の基本理念



第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

国では、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者権利条約」の批准に向けて、国内法の整備が進められました。平成 23 年には「障害者基本法」の大幅な改正が行われ、障害の有無に関わらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現が新しい理念となりました。

その後も「障害者虐待防止法」、「障害者総合支援法（障害者自立支援法の改正法）」の施行や「障害者雇用促進法」の改正等、障害のある人の権利擁護★、生活支援、就労等の幅広い分野で法整備が進められ、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」が批准されました。平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、障害のある人への不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関等には合理的配慮★の提供が義務づけられました。

また、平成 30 年の「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の充実等が定められました。さらに、福祉分野全体では、すべての人々の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、地域の理解や協力が一層重要となっています。

昨今では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、就職難や活動自粛等が言われていますが、一方でオンラインの普及等社会にある障壁を超えるライフスタイルも定着しつつあります。

このたび、「第3次旭市障害者計画」が令和3年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向やこれまでの市の取り組み、世界の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の趣旨を踏まえた計画の見直しを行い、本市の障害者福祉を総合的に推進するため、新たに「第4次旭市障害者計画（以下、本計画）」を策定します。



2. 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

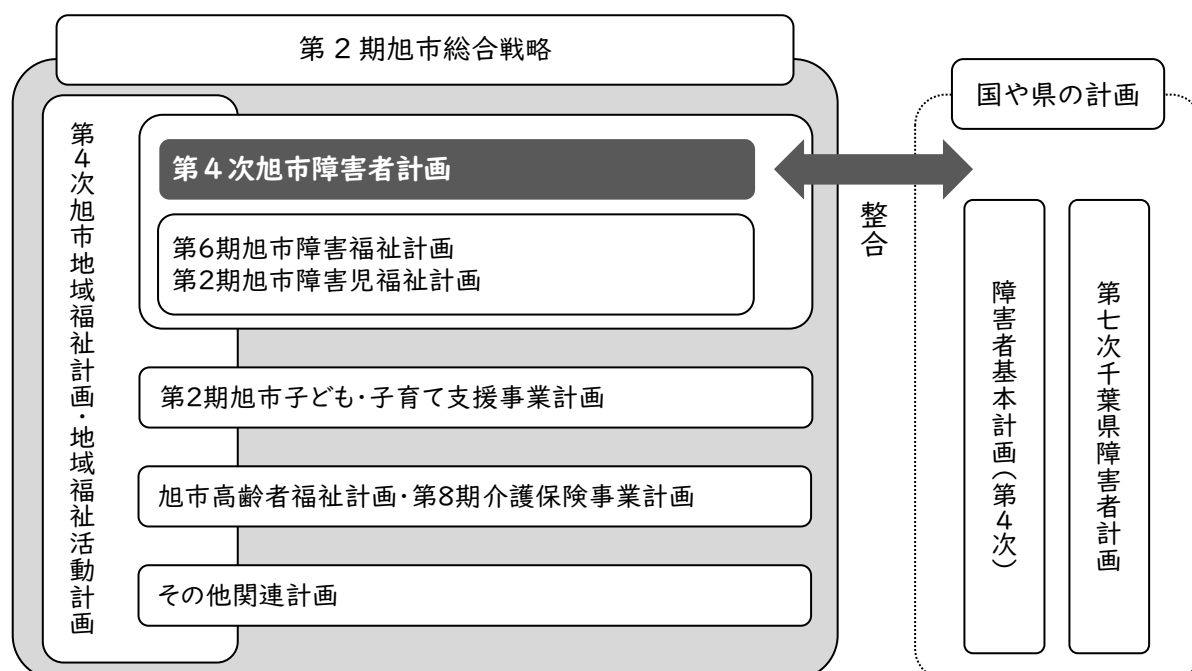
■障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 各種計画における位置づけ

本計画は、本市における最上位の指針である「第2期旭市総合戦略」の部門別個別計画として位置づけ、国の「障害者基本計画（第4次）」や千葉県の「第七次千葉県障害者計画」と整合を図るとともに、「第4次旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「第6期旭市障害福祉計画・第2期旭市障害児福祉計画」、「第2期旭市子ども・子育て支援事業計画」、「旭市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」等、その他関連する計画と調和を図りつつ策定するものです。





3. 国・県の動向

(1) 障害者福祉に関する動向

平成 29 年の「第3次旭市障害者計画」策定以降、国において、平成 30 年に「障害者文化芸術推進法」、令和元年に「読書バリアフリー法」が施行され、千葉県では令和3年に「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」が策定されるなど、障害者福祉に関連する各種制度・法律等の整備が進められてきました。

	主な動き
平成 23 年	「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・社会的障壁[★]の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等 千葉県 「第四次千葉県障害者計画」の策定 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉づくり条例」の一部改正 旭市 「第2次旭市障害者計画」の策定 「第3期旭市障害福祉計画」の策定
平成 25 年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・理念の具体化、難病[★]患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 「障害者基本計画（第3次）」の策定 ・基本原則の見直し、障害のある人の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 27 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大 等 千葉県 「第五次千葉県障害者計画」の策定 旭市 「第4期旭市障害福祉計画」の策定



	主な動き
平成 28 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 「成年後見制度★の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等 千葉県 「千葉県手話言語条例」の施行
平成 29 年	旭市 「第3次旭市障害者計画」の策定
平成 30 年	「障害者基本計画（第4次）」の策定 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成28年6月施行） ・障害のある人の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障害のある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等 千葉県 「第六次千葉県障害者計画」の策定 旭市 「第5期旭市障害福祉計画・第1期旭市障害児福祉計画」の策定
令和元年	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備の総合的かつ計画的な推進 等
令和2年	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部令和元年6月、9月施行） ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等 旭市 「旭市職員障害者活躍推進計画」の策定



	主な動き
令和3年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行 ・市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設 等 「医療的ケア児*及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行 ・国・地方公共団体や保育所の設置者・学校の設置者等の責務の明文化、医療的ケア児支援センターの設置 等 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の一部を改正する法律」の公布 ・事業者の合理的配慮の提供の義務化、行政機関相互間の連携強化、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 等 千葉県 「第七次千葉県障害者計画」の策定 「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」の策定 旭市 「第6期旭市障害福祉計画・第2期旭市障害児福祉計画」の策定



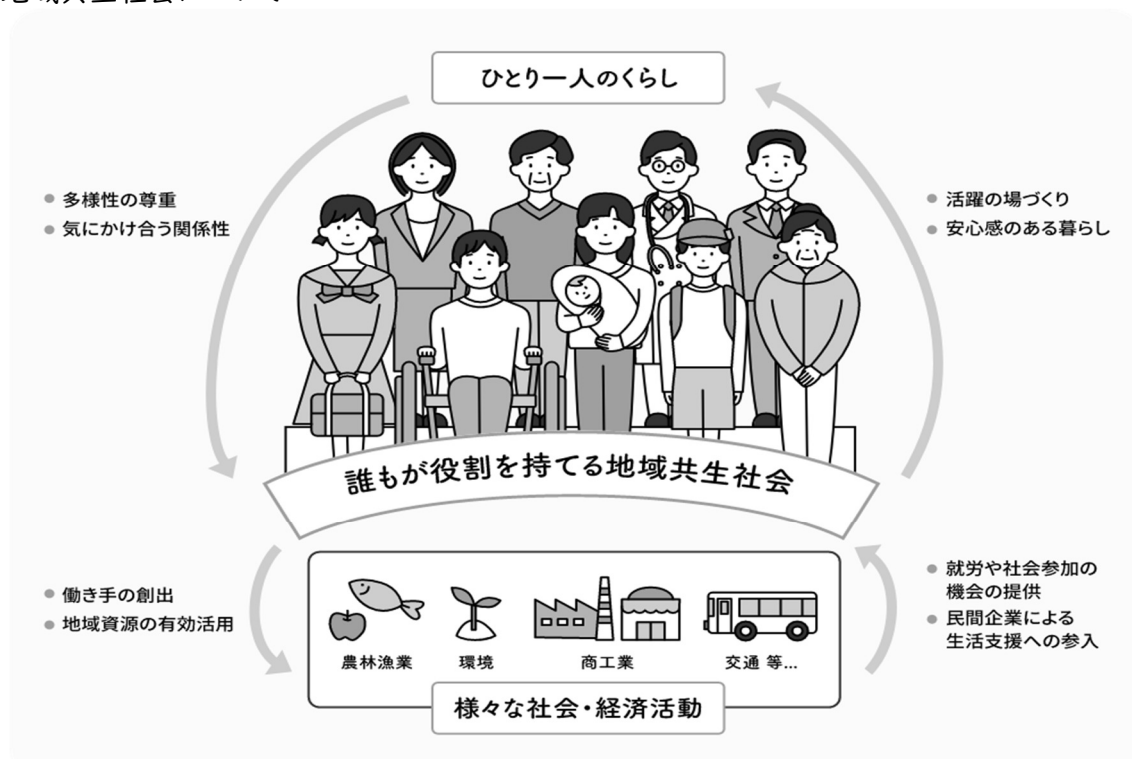
(2) 地域共生社会について

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

国は、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」を改革の骨格に掲げ、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしています。

また、令和3年4月の社会福祉法の改正で重層的支援体制整備事業[★]が創設され、属性や分野を超えた包括的支援の充実や地域住民等による地域福祉の推進を目指しています。

■地域共生社会について



厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより



(3)「持続可能な開発目標 (SDGs)」の実現

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals, SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障害者福祉に関する目標としては「平等(差別解消)」や「教育(インクルーシブ教育*)」、「経済成長と雇用(障害者雇用)」等が挙げられています。

本市においても、「誰一人取り残さない」という包括的な視点のもと、すべての人の平等かつ公平な社会参画を目指し、取り組みを進めていきます。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次旭市障害者計画	5か年				
第6期旭市障害福祉計画 第2期旭市障害児福祉計画	3か年				



5. 計画の対象

本計画を推進するためには、障害のある人自身やその家族だけでなく、障害のある人を取り巻くすべての人の理解と協働が必要となります。障害のある人もない人も「ともに生きる社会」の実現を目指すことから、本計画の対象者をすべての市民とします。

また、「障害のある人」とは、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

身体障害のある人

「身体障害者福祉法」において、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸または小腸、肝臓もしくは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害がある人をいいます。

知的障害のある人

発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障害のある人をいいます。

精神障害のある人

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人をいいます。

発達障害のある人

「発達障害者支援法」において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現し、日常生活または社会生活に制限を受ける人をいいます。

難病患者

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする人をいいます。



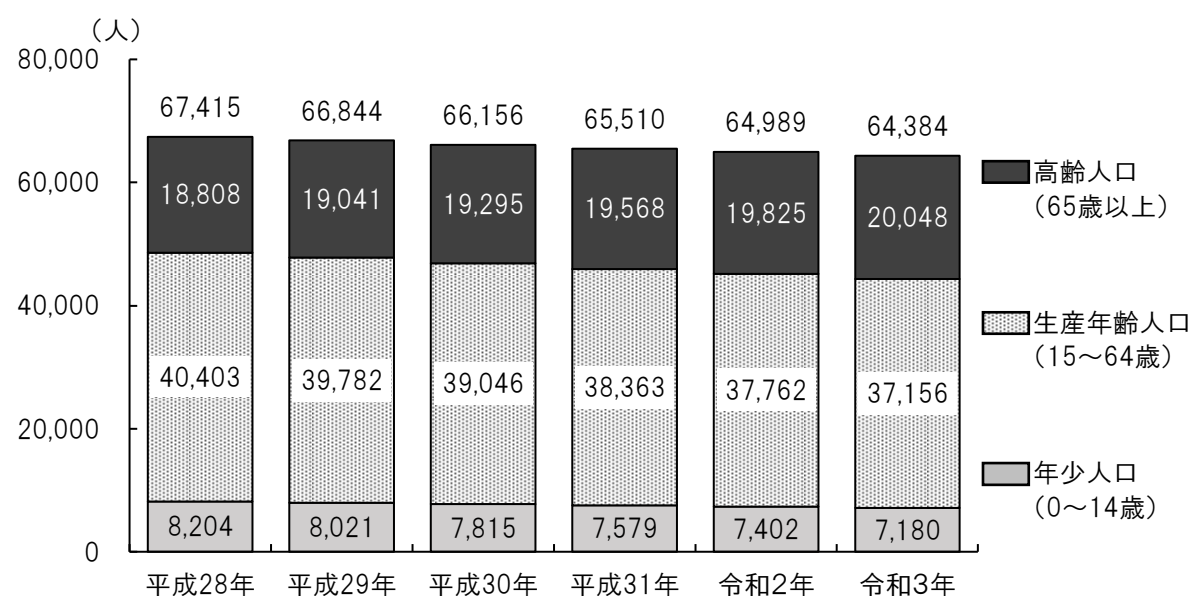
第2章 障害のある人をめぐる現状

1. 旭市の人口動態

本市の令和3年の総人口は 64,384 人となっており、平成 28 年以降減少が続いています。

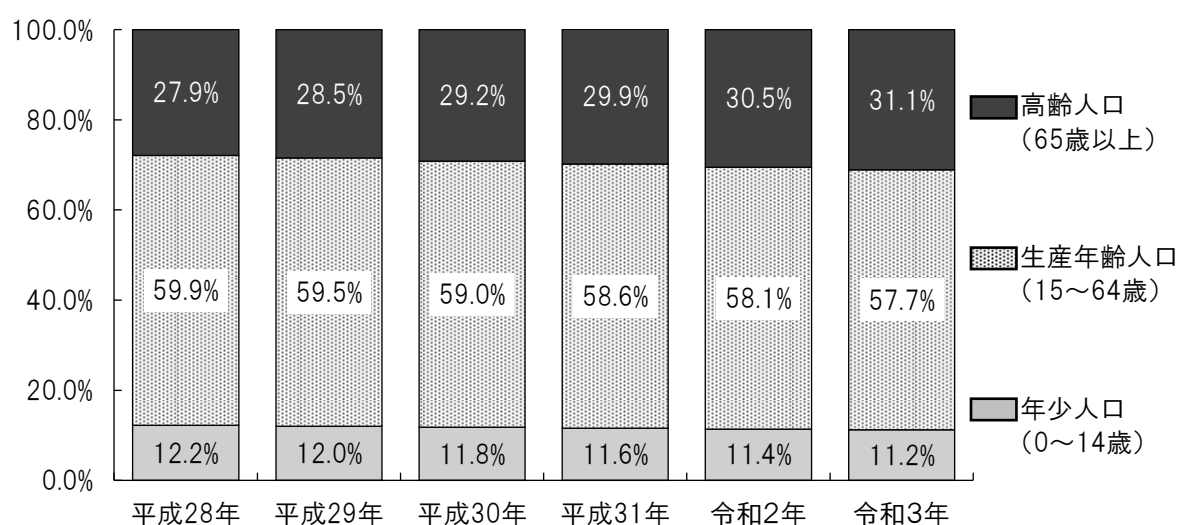
年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少している一方、高齢人口は増加傾向にあります。高齢人口の割合は令和2年に 30.0%を超え、令和3年で 31.1%と少子高齢化が進行しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

端数処理の関係で、合計が 100.0%にならない場合があります。



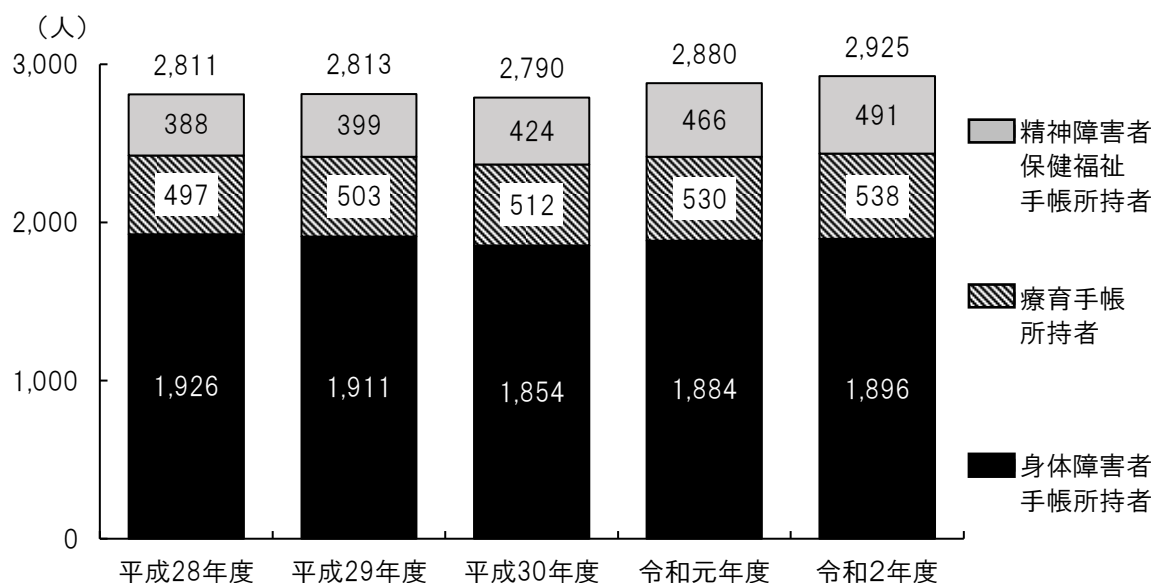
2. 障害者数の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけては概ね横ばいで推移し、平成 30 年度に微減しましたが、その後増加に転じました。令和 2 年度は、直近 5 年で最も多い 2,925 人となっています。

手帳別にみると、この 5 年間で身体障害者手帳所持者数は若干減少、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度末現在）



(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

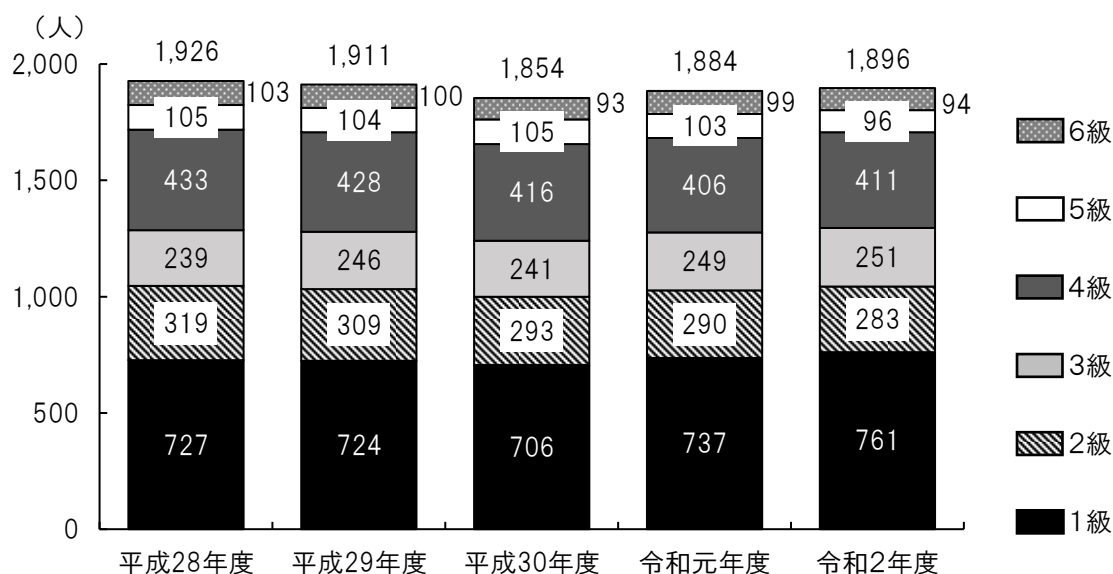
身体障害者手帳所持者数は、平成28年度から平成30年度にかけて減少しましたが、その後増加し、令和2年度で1,896人となっています。

等級別にみると、令和2年度では「1級」が最も多く、次いで「4級」、「2級」となっています。「1級」が全体の約4割を占めています。

障害部位別にみると、平成28年度と令和2年度を比較して、「音声・言語・そしゃく機能障害」と「内部障害*」は増加、その他の障害では減少しています。

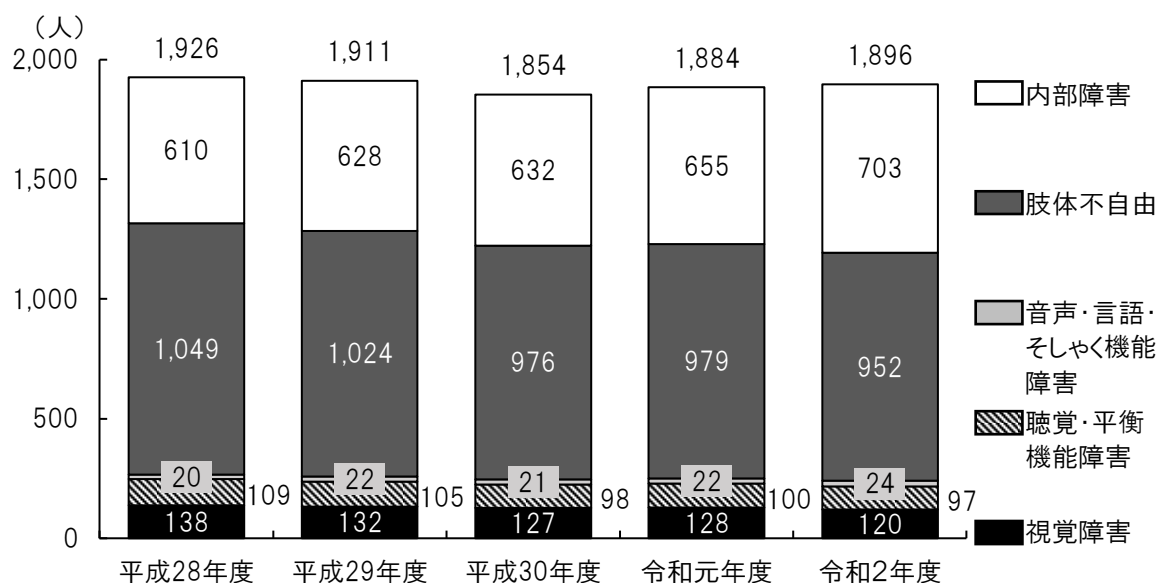
■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

※1級に近づくほど障害の程度が重くなります。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害部位別）

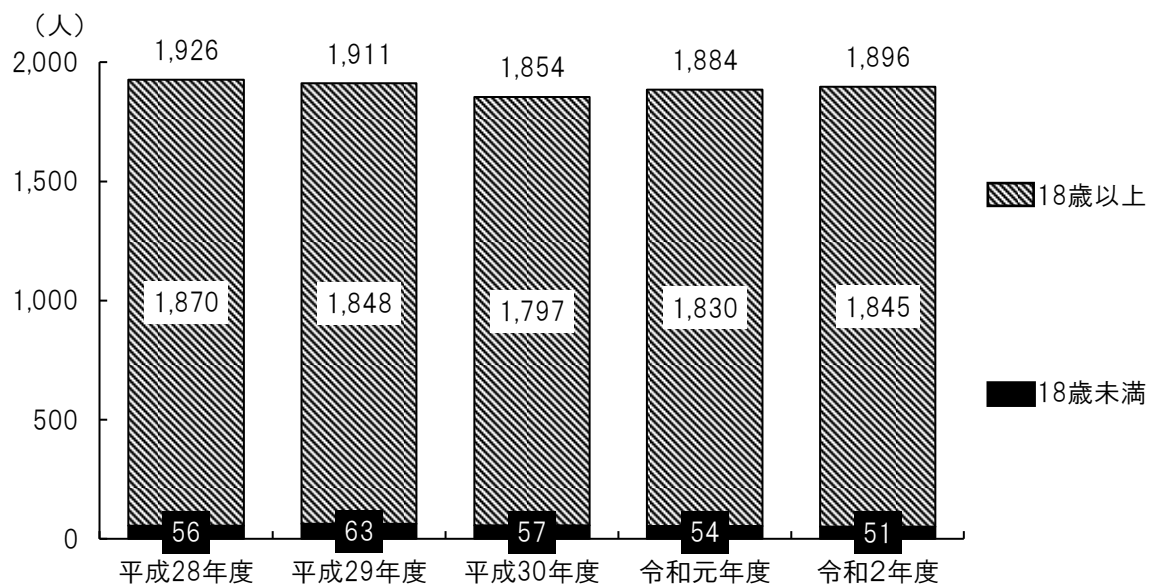


資料：社会福祉課（各年度末現在）



年齢別にみると、平成30年度以降、「18歳未満」は減少、「18歳以上」は増加しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：社会福祉課（各年度末現在）



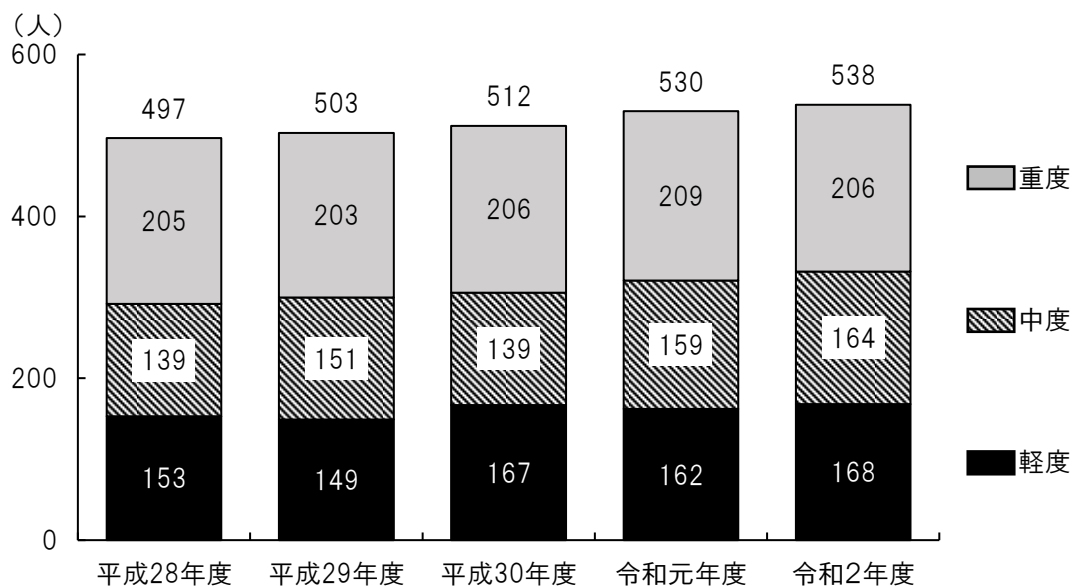
(3)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成28年度から増え続けており、令和2年度で538人となっています。

程度別にみると、「重度」は概ね横ばい、「軽度」「中度」は概ね増加傾向にあります。

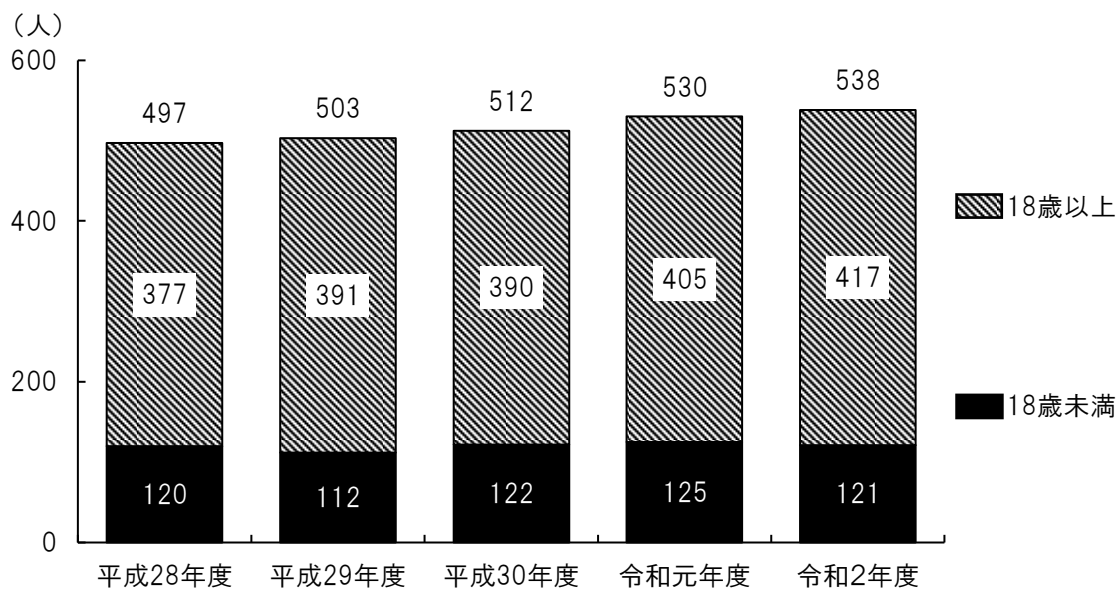
年齢別にみると、「18歳未満」は概ね横ばい、「18歳以上」は概ね増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移（程度別）



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■療育手帳所持者数の推移（年齢別）



資料：社会福祉課（各年度末現在）



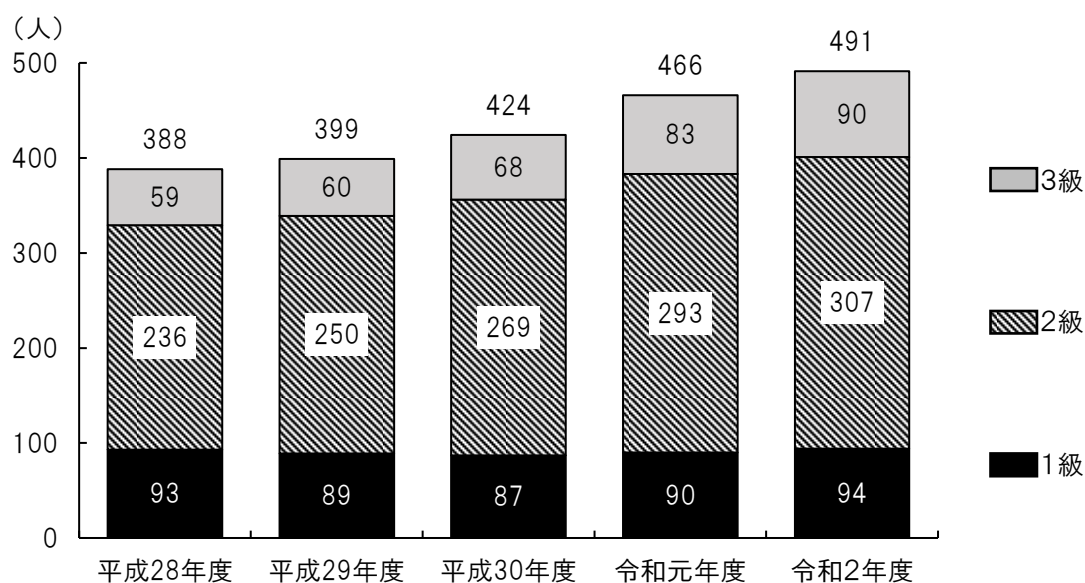
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成28年度から増え続けており、令和2年度で491人となっています。

等級別にみると、「2級」と「3級」は増加、「1級」は概ね横ばいで推移しています。特に「3級」は、令和2年度で90人と、平成28年度の約1.5倍になっています。

自立支援医療*（精神通院）受給者数も増加傾向にあり、令和2年度で1,050人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別） ※1級に近づくほど障害の程度が重くなります。



資料：社会福祉課（各年度末現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）及び自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	93	89	87	90	94
2級	236	250	269	293	307
3級	59	60	68	83	90
計	388	399	424	466	491
自立支援医療 （精神通院） 受給者数	829	847	893	946	1,050

資料：社会福祉課（各年度末現在）



3. 障害福祉サービス提供事業所の状況

令和3年4月1日現在、本市における障害福祉サービス提供事業所は以下のとおりとなっています。

(単位：か所)

サービスの種類	提供事業所数
居宅介護	14
重度訪問介護	13
同行援護	4
行動援護	2
生活介護	13
自立訓練(機能訓練)	1
自立訓練(生活訓練)	1
就労移行支援	3
就労継続支援B型	9
就労定着支援	2
療養介護	1
短期入所	3
共同生活援助	8
施設入所支援	2
自立生活援助	1
計画相談支援	7(うち障害児含む 6)
地域移行支援	3
地域定着支援	3
児童発達支援	5
放課後等デイサービス	7
保育所等訪問支援	1
障害児入所	1

(令和3年4月1日現在)

※1つの事業所で複数のサービスを提供している場合は、どちらのサービスでもカウントしています。



4. アンケート調査結果

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、市内の障害のある人等の現在の生活の実態や障害者施策に対するご意見・ご要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査対象者：市が援護している障害者手帳所持者等

調査方法：郵送配付、郵送及びweb上のシステムにて回収

実施期間：令和3年9月30日～10月18日

回収結果

配付件数	回収件数	有効回答率
1,441 件※	726 件	50.4%

※郵送 1,450 件に対し、宛先不明9件

◆「n」について

「n」とは、number of case の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。したがって、各選択肢の％に「n」を乗じることで、その選択肢の回答者数が計算できます。

◆「％」について

図表中の「％」は小数点第2位以下で四捨五入しているため、単一回答であっても合計が100.0％にならない場合があります。

◆「不明・無回答」について

図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

◆クロス集計表について

傾向を把握するために回答者の手帳別のクロス集計表を載せています。

クロス集計表における「全体」の合計については「不明・無回答」「手帳を持っていない」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の合計を足し合わせても「全体」の合計と一致しません。

表中の単位は「％」です。（「n」を除く）

◆手帳別について

＜身体＞は「身体障害者手帳」、＜療育＞は「療育手帳」、＜精神＞は「精神障害者保健福祉手帳」の所持者を指しています。また、複数の手帳を所持している人もいます。



(2) 調査結果

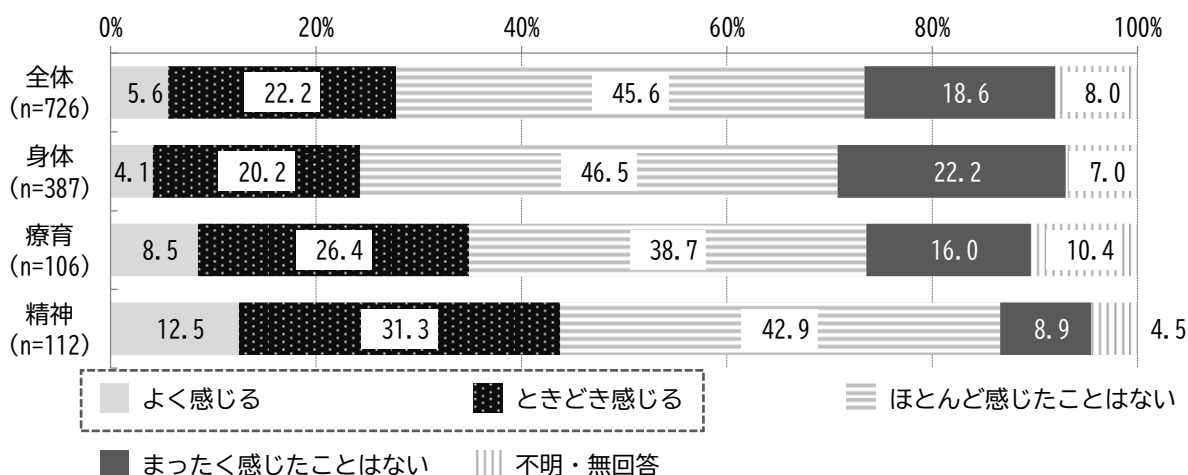
差別や偏見、疎外感について

①あなたは、日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか。(単一回答)

差別や偏見、疎外感について『感じる』※が3割程度となっています。障害や障害のある人についての理解を一層深めることが求められます。

手帳別にみると、＜精神＞では『感じる』が他の手帳に比べて多くなっています。

※『感じる』とは「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせたものを指す。



◎差別や偏見、疎外感を『感じる』と回答した人のみ

②どのような場面で差別や偏見、疎外感を感じましたか。(複数回答)

差別や偏見、疎外感を感じる場面について「外での人の視線」が最も多くなっています。

手帳別にみると、＜療育＞では「地区の行事・集まり」、＜精神＞では「仕事や収入面」と「市役所など公共施設職員の対応・態度」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	教育の場	仕事や収入面	情報の収集	学習機会やスポーツ・趣味の活動	近所づきあい	地区の行事・集まり	外での人の視線
全体	202	5.9	29.7	7.4	4.5	22.3	16.8	52.5
身体	94	6.4	23.4	7.4	5.3	19.1	17.0	57.4
療育	37	16.2	16.2	2.7	2.7	24.3	27.0	56.8
精神	49	4.1	55.1	12.2	6.1	26.5	12.2	42.9
	n	店などでのスタッフの対応・態度	交通機関を利用する時	市役所など公共施設職員の対応・態度	市役所など公共施設の設備	その他	不明・無回答	
全体	202	19.8	20.8	13.9	5.4	9.9	4.5	
身体	94	18.1	23.4	12.8	8.5	11.7	4.3	
療育	37	29.7	24.3	8.1	8.1	8.1	2.7	
精神	49	20.4	24.5	26.5	2.0	8.2	4.1	



福祉に関する情報の入手先について

③あなたやご家族の方は、福祉に関する情報を主にどこから得ていますか。(複数回答)

福祉に関する情報の入手先について「市の広報」が最も多くなっています。一方、「情報は得ていない」が1割を超えています。

手帳別にみると、＜療育＞では「福祉関係者」、＜精神＞では「医療関係者」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	市の広報	障害者福祉のパンフレットなど	インターネット	新聞・雑誌	テレビ・ラジオ	友人・知人	福祉関係者
全体	726	35.7	10.1	14.6	11.3	14.9	12.8	27.8
身体	387	40.1	10.1	14.2	13.7	15.2	13.2	27.1
療育	106	26.4	14.2	13.2	2.8	7.5	16.0	45.3
精神	112	32.1	13.4	24.1	6.3	14.3	8.9	25.9
	n	医療関係者	障害者団体や家族の会	市役所の窓口	情報は得ていない	その他	不明・無回答	
全体	726	21.6	4.0	15.0	12.7	1.5	7.0	
身体	387	20.4	2.6	12.9	11.9	0.8	8.0	
療育	106	20.8	10.4	20.8	13.2	2.8	2.8	
精神	112	36.6	4.5	22.3	9.8	1.8	4.5	

障害福祉サービスの利用について

④あなたは、障害福祉サービスの利用に関して困っていることはありますか。(複数回答)

障害福祉サービスの利用について「特に困っていることはない」が最も多く、次いで「どのようなサービスを利用できるのかわからない」となっています。サービス内容に関する積極的な情報提供が求められます。

手帳別にみると、全体の結果と同様の傾向となっています。

	n	どのようなサービスを利用できるのかわからない	利用したいと思うサービスがない	利用したいサービスが制度上利用できない	事業者を選ぶための情報が少ない	希望に合った事業者が見つからない	サービス利用の手続きが大変	事業者との日時などの調整が大変
全体	726	31.8	4.5	4.7	10.6	4.8	7.6	3.3
身体	387	34.4	3.6	4.1	9.8	4.1	6.7	2.8
療育	106	22.6	4.7	6.6	10.4	3.8	13.2	3.8
精神	112	37.5	7.1	8.9	12.5	7.1	8.9	6.3
	n	利用できる回数や日数が少ない	サービスの質が良くない	利用者負担について困っている	特に困っていることはない	その他	不明・無回答	
全体	726	4.7	2.2	3.9	34.2	1.8	17.6	
身体	387	4.4	1.8	4.4	33.9	1.3	17.6	
療育	106	8.5	1.9	4.7	37.7	1.9	13.2	
精神	112	3.6	2.7	4.5	28.6	2.7	13.4	



介助者について

◎主に家族が介助していると回答した人のみ

⑤介助者が困っていることは何ですか。(複数回答)

介助者が困っていることについて「介助者自身の健康に不安がある」が最も多く、次いで「将来の見通しに不安がある」、「緊急時の対応に不安がある」となっています。

手帳別にみると、＜身体＞では「身体的な負担が大きい」、＜精神＞では「精神的な負担が大きい」と「経済的な負担が大きい」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	介助者自身の健康に不安がある	身体的な負担が大きい	精神的な負担が大きい	経済的な負担が大きい	他に介助を頼める人がいない	休養や息抜きの時間が少ない	長期の旅行や外出ができない
全体	234	35.0	19.7	28.6	20.5	22.6	17.5	19.7
身体	133	36.1	24.1	24.1	20.3	24.8	20.3	21.1
療育	40	20.0	7.5	30.0	15.0	35.0	22.5	25.0
精神	23	34.8	8.7	47.8	34.8	26.1	21.7	13.0
	n	仕事や社会活動などできない	緊急時の対応に不安がある	近所との関係で困っている	将来の見通しに不安がある	相談できる人がいない	特に困っていることはない	その他
全体	234	6.0	29.5	0.4	32.9	2.1	10.3	2.1
身体	133	6.8	32.3	0.8	28.6	3.0	11.3	2.3
療育	40	5.0	40.0	-	60.0	2.5	2.5	-
精神	23	4.3	8.7	-	56.5	-	-	-
	n	不明・無回答						
全体	234	4.3						
身体	133	5.3						
療育	40	2.5						
精神	23	4.3						



困ったことや悩みの相談先について

⑥あなたは、日常生活で困ったことや悩みについて、誰に相談していますか。(複数回答)

相談先についてみると、「家族・親族」が最も多く、次いで「医療関係者」、「友人・知人」となっています。

手帳別にみると、＜精神＞では「医療関係者」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	家族・親族	友人・知人	近所の人	ホームヘルパー	福祉事業所や 社会福祉 協議会 などの職員	相談支援 事業者	医療関係者
全体	726	68.3	13.5	1.7	4.0	11.6	6.9	21.5
身体	387	72.4	13.7	1.3	4.9	9.3	3.1	18.9
療育	106	59.4	5.7	0.9	1.9	23.6	20.8	16.0
精神	112	60.7	17.0	0.9	3.6	15.2	13.4	47.3
	n	障害者団体や 家族の会	同じ障害のある 仲間	民生委員・ 児童委員	身体障害者 相談員・知的 障害者相談員	市役所の 窓口・保健師	健康福祉 センター (保健所)	相談する 相手はいない
全体	726	1.0	5.2	1.0	1.8	3.7	0.8	5.8
身体	387	0.8	5.2	1.0	0.5	3.4	1.0	5.9
療育	106	1.9	5.7	0.9	5.7	4.7	-	4.7
精神	112	-	7.1	2.7	1.8	6.3	1.8	4.5
	n	その他	不明・無回答					
全体	726	4.7	7.9					
身体	387	3.9	8.5					
療育	106	10.4	2.8					
精神	112	6.3	3.6					

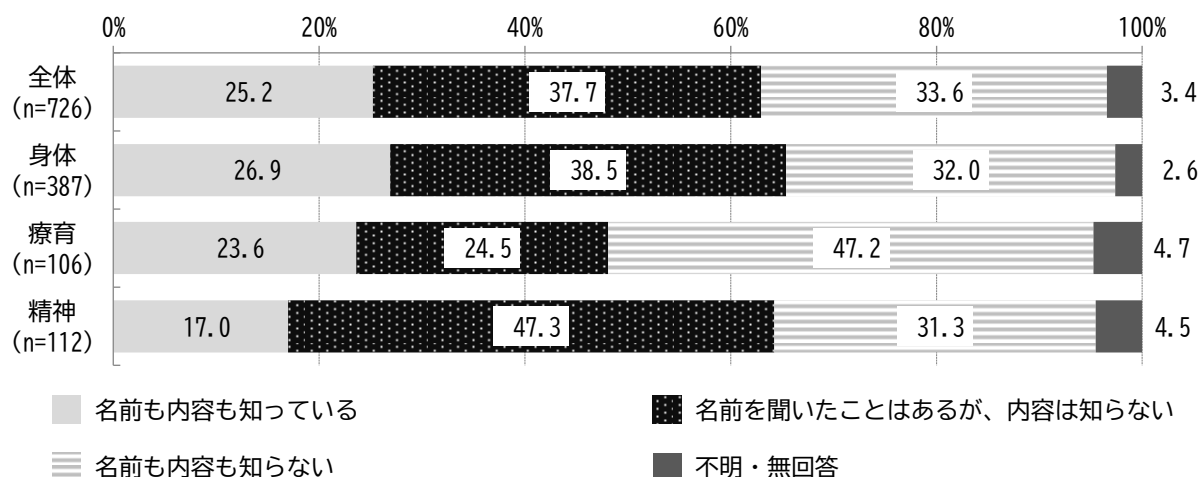


成年後見制度について

⑦あなたは、成年後見制度について知っていますか。(単一回答)

成年後見制度について「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が最も多くなっています。成年後見制度の周知の充実が求められます。

手帳別にみると、＜療育＞では「名前も内容も知らない」が他の手帳に比べて多くなっています。



日常生活の中で不安に思うことや改善したいことについて

⑧あなたは、日常生活の中で不安に思うことや改善したいことがありますか。(複数回答)

日常生活の中で不安に思うことや改善したいことについて「災害時や緊急時のこと（急病・けがなど）」が最も多くなっています。災害時や緊急時にも対応できる体制づくりが求められています。

手帳別にみると、＜精神＞では「生計（収入など）やお金の管理のこと」と「就労のこと」が他の手帳に比べて多くなっています。

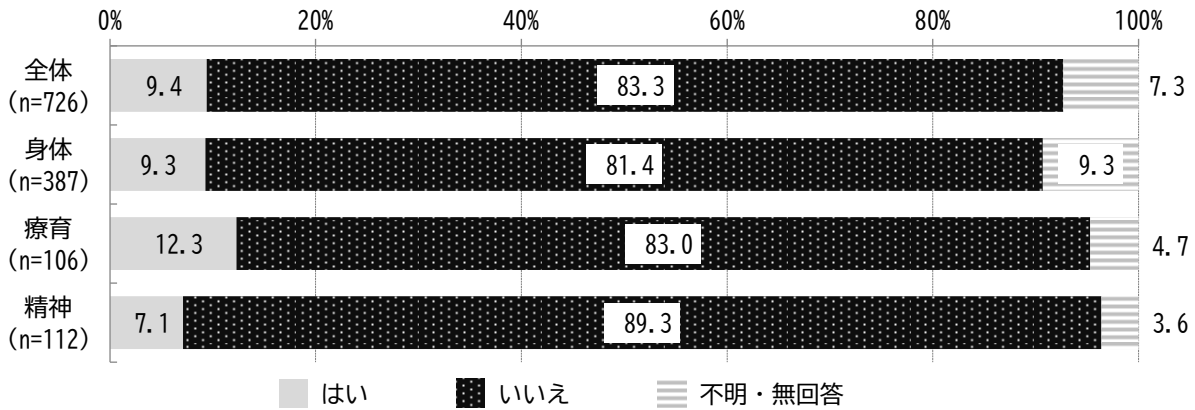
	n	介護・家事のこと	医療・健康・リハビリのこと	外出や日中活動（通所など）のこと	社会参加（人との交流など）や人間関係のこと	災害時や緊急時のこと（急病・けがなど）	生計（収入など）やお金の管理のこと	住まいのこと
全体	726	18.6	27.3	13.9	14.6	34.6	23.7	7.7
身体	387	18.1	29.7	14.0	7.2	38.2	18.1	7.0
療育	106	12.3	21.7	15.1	24.5	32.1	25.5	3.8
精神	112	17.0	26.8	16.1	33.0	25.0	45.5	11.6
	n	就労のこと	特にない	その他	不明・無回答			
全体	726	10.6	22.6	2.2	8.8			
身体	387	4.7	25.8	1.8	9.0			
療育	106	13.2	22.6	1.9	10.4			
精神	112	29.5	9.8	3.6	6.3			



防災について

⑨あなたは、地域の防災訓練に参加していますか。(単一回答)

地域の防災訓練への参加状況について「いいえ」が「はい」を上回っています。
手帳別にみると、全体の結果と同様の傾向となっています。



災害時に不安なことについて

⑩あなたは、災害が起きたときのことで、どのようなことに不安を感じていますか。(複数回答)

災害時に不安なことについて「一人では避難できない」が最も多く、次いで「薬や医療的ケアが確保できるか不安」となっています。避難するまでの支援と避難後の支援、どちらも充実させることが重要です。

手帳別にみると、＜身体＞では「避難所の設備が障害に対応しているか不安」、＜療育＞では「一人では避難できない」と「自分では助けを呼ぶことができない」、＜精神＞では「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と「避難所で他の人と一緒に過ごすことが難しい」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	一人では 避難できない	避難する場所 がわからない	自分では助けを 呼ぶことが できない	避難所の 設備が障害に 対応しているか 不安	避難所で 必要な支援が 受けられるか 不安	避難所で 他の人と一緒に 過ごすことが 難しい	薬や 医療的ケアが 確保できるか 不安
全体	726	39.9	16.4	15.2	20.1	23.3	22.9	39.1
身体	387	42.6	10.3	14.5	25.6	19.9	16.0	41.6
療育	106	53.8	28.3	28.3	11.3	20.8	32.1	18.9
精神	112	24.1	22.3	11.6	11.6	36.6	42.9	49.1
	n	特に 不安はない	その他	不明・無回答				
全体	726	13.2	1.5	10.2				
身体	387	13.2	1.0	11.1				
療育	106	15.1	2.8	7.5				
精神	112	11.6	1.8	5.4				



就労支援について

⑪障害のある人が企業などで働くためには、どのような支援が必要だと思いますか。
(複数回答)

障害のある人が企業などで働くために必要な支援について「障害特性に合った職業・雇用の拡大」が最も多く、次いで「職場の障害に対する理解の促進」、「障害に対応した柔軟な勤務体制（短時間就労など）」となっています。

手帳別にみると、＜療育＞では「職場を理解するための就労体験」、＜精神＞では「障害に対応した柔軟な勤務体制（短時間就労など）」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	就労のための 総合的な相談	働く能力を 身につけるため の職業訓練	職場を理解 するための 就労体験	障害特性に 合った職業・ 雇用の拡大	障害の ある人向けの 求人情報の 提供	職場の 障害に対する 理解の促進	職場施設の バリアフリー化
全体	726	24.2	17.9	10.5	36.4	14.9	34.6	11.0
身体	387	22.0	14.7	8.0	35.9	17.3	30.7	15.0
療育	106	24.5	22.6	23.6	47.2	6.6	51.9	6.6
精神	112	32.1	18.8	10.7	41.1	20.5	42.9	0.9
	n	障害に対応 した柔軟な 勤務体制 (短時間 就労など)	職場に定着 するための 支援 (ジョブ コーチなど)	特に必要な ことはない	その他	不明・無回答		
全体	726	30.0	11.0	10.1	3.7	13.9		
身体	387	29.7	7.8	10.9	3.6	15.0		
療育	106	20.8	14.2	5.7	1.9	11.3		
精神	112	45.5	17.0	5.4	5.4	5.4		



社会参加について

⑫あなたは、障害のある人が地域や社会に積極的に参加できるようにするために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

障害のある人が地域や社会に積極的に参加するために必要な支援について「障害のある人が使いやすい公共施設の整備」が最も多く、次いで「障害のある人が参加しやすい活動やイベント」となっています。

手帳別にみると、＜身体＞では「障害のある人が使いやすい公共施設の整備」、＜療育＞と＜精神＞では「障害のある人が参加しやすい活動やイベント」が最も多くなっています。

	n	障害のある人が参加しやすい活動やイベント	障害のある人とない人が一緒に活動する機会	障害のある人が使いやすい公共施設の整備	障害のある人が使いやすい交通機関や道路の整備	障害のある人への地域や社会活動に関する情報の提供	障害のある人の参加を支援するボランティアの育成	地域や社会の障害理解を深めるための広報・啓発
全体	726	28.2	19.7	28.4	24.7	16.7	15.0	22.5
身体	387	25.8	17.6	32.3	28.2	14.2	14.2	17.3
療育	106	34.9	30.2	20.8	18.9	19.8	20.8	34.0
精神	112	33.0	24.1	26.8	19.6	22.3	18.8	31.3
	n	特にない	その他	不明・無回答				
全体	726	18.0	0.7	13.8				
身体	387	18.1	0.5	15.8				
療育	106	16.0	0.9	9.4				
精神	112	13.4	0.9	8.0				



障害者（児）施策について

⑬あなたは、障害者施策でどのような面にもっと力を入れてほしいと思いますか。 （複数回答）

障害者施策で力を入れてほしい面について「保健・医療の充実」が最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」、「経済的支援の充実」となっています。

手帳別にみると、＜身体＞では「保健・医療の充実」、＜療育＞では「グループホームなどの整備」、＜精神＞では「経済的支援の充実」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	障害に対する 理解の促進	保健・医療の 充実	福祉教育・ ボランティア 育成の充実	雇用・ 就労支援の 充実	相談支援体制 の充実	訪問系 サービスの充実	日中活動系 サービスの充実
全体	726	29.1	31.3	5.8	16.3	11.3	11.0	5.5
身体	387	22.5	38.8	5.7	9.6	11.1	12.1	5.4
療育	106	37.7	11.3	2.8	29.2	6.6	6.6	13.2
精神	112	41.1	27.7	5.4	32.1	17.0	7.1	7.1
	n	短期入所の 充実	コミュニケーシ ョン支援の充実	福祉機器・ 補装具などの 充実	グループホーム などの整備	入所施設の 充実	障害のある人 向けの住まいの 確保	建物・ 道路などの バリアフリー化
全体	726	6.6	3.6	6.2	5.4	9.5	9.8	8.7
身体	387	7.2	2.8	9.3	1.0	9.0	7.5	11.6
療育	106	12.3	3.8	0.9	20.8	16.0	12.3	6.6
精神	112	1.8	6.3	-	8.0	3.6	17.0	2.7
	n	趣味やスポーツ 活動の充実	経済的支援の 充実	特にない	その他	不明・無回答		
全体	726	5.6	27.1	11.4	1.1	11.7		
身体	387	5.2	24.8	11.4	0.8	12.9		
療育	106	4.7	29.2	11.3	-	9.4		
精神	112	9.8	44.6	6.3	2.7	5.4		



⑭あなたは、障害児施策でどのような面にもっと力を入れてほしいと思いますか。
(複数回答)

障害児施策で力を入れてほしい面について「障害児のいる家庭への経済的支援の充実」が最も多く、次いで「障害などの早期発見から療育*などへの円滑なつながり」、「障害児をあたたく包み込む地域社会づくり、意識の啓発」となっています。

手帳別にみると、＜精神＞では「障害児のいる家庭への経済的支援の充実」が他の手帳に比べて多くなっています。

	n	保護者の健康管理の充実	障害などの早期発見から療育などへの円滑なつながり	障害児の療育の充実	障害児の保育の充実	特別支援学級、特別支援学校の充実	障害児の通所施設の充実	障害児の入所施設の充実
全体	726	17.4	23.1	11.3	5.8	11.4	7.7	8.3
身体	387	17.3	21.4	11.6	8.3	10.9	7.2	8.8
療育	106	13.2	17.0	17.9	1.9	18.9	13.2	8.5
精神	112	17.9	28.6	8.9	2.7	8.9	7.1	4.5
	n	障害児の進路の確保・拡充	障害児向けの福祉機器・補装具などの充実	障害児のいる家庭への経済的支援の充実	障害児のいる家庭へのホームヘルプサービスの充実	障害児をあたたく包み込む地域社会づくり、意識の啓発	障害児が活動しやすい環境づくり（施設の整備、バリアフリー化など）	医療的ケア児に対する支援の充実
全体	726	12.8	5.5	24.5	7.2	19.6	12.3	12.8
身体	387	13.4	7.0	21.7	6.5	15.8	12.9	14.0
療育	106	15.1	0.9	25.5	2.8	29.2	9.4	10.4
精神	112	10.7	3.6	39.3	14.3	28.6	13.4	9.8
	n	特にない	その他	不明・無回答				
全体	726	12.9	1.7	18.2				
身体	387	11.9	1.8	20.9				
療育	106	13.2	2.8	16.0				
精神	112	13.4	0.9	10.7				



5. ヒアリング調査結果

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、市内の障害福祉サービス提供事業所や障害者関係団体の実態と今後の方向性を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、回答のあった障害福祉サービス提供事業所と障害者関係団体のうち、10 事業所と6 団体を対象に、ヒアリング調査を実施しました。

調査対象者：市内の障害福祉サービス提供事業所及び障害者関係団体

アンケート調査方法：郵送及びメールにて配付・回収

アンケート実施期間：令和3年9月15日～10月15日

ヒアリング調査方法：対面・電話・オンライン（Zoom）による聞き取り

ヒアリング実施期間：令和3年10月22日～10月26日

回収結果

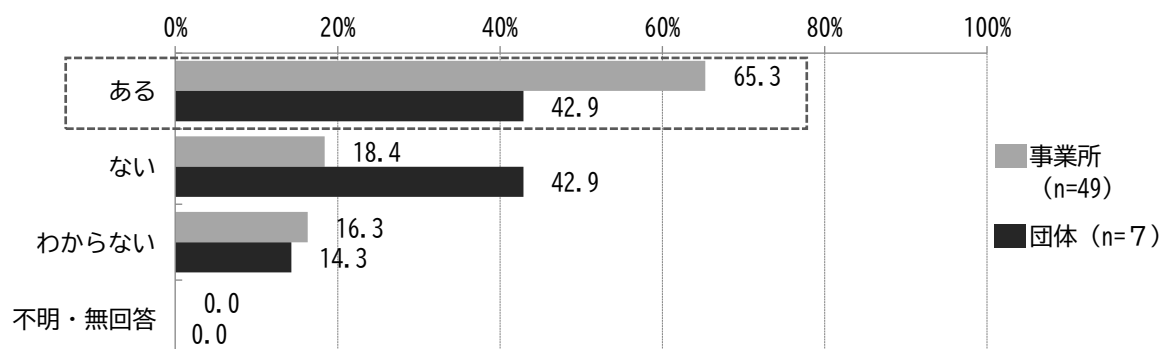
	配付件数	回収件数	有効回答率
事業所	67 件	49 件※	73.1%
団体	7 件	7 件	100.0%

※複数の事業所が同一の調査票で回答している場合もあるため、回答事業所数としては55 事業所

(2) 調査結果

①障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じることがありますか。 (単一回答)

事業所では差別・偏見、または配慮のなさを感じることが「ある」が6割以上となっています。団体では差別・偏見等を感じることが「ある」と「ない」が同率になっています。差別・偏見等の解消に向けた取り組みの推進が求められています。

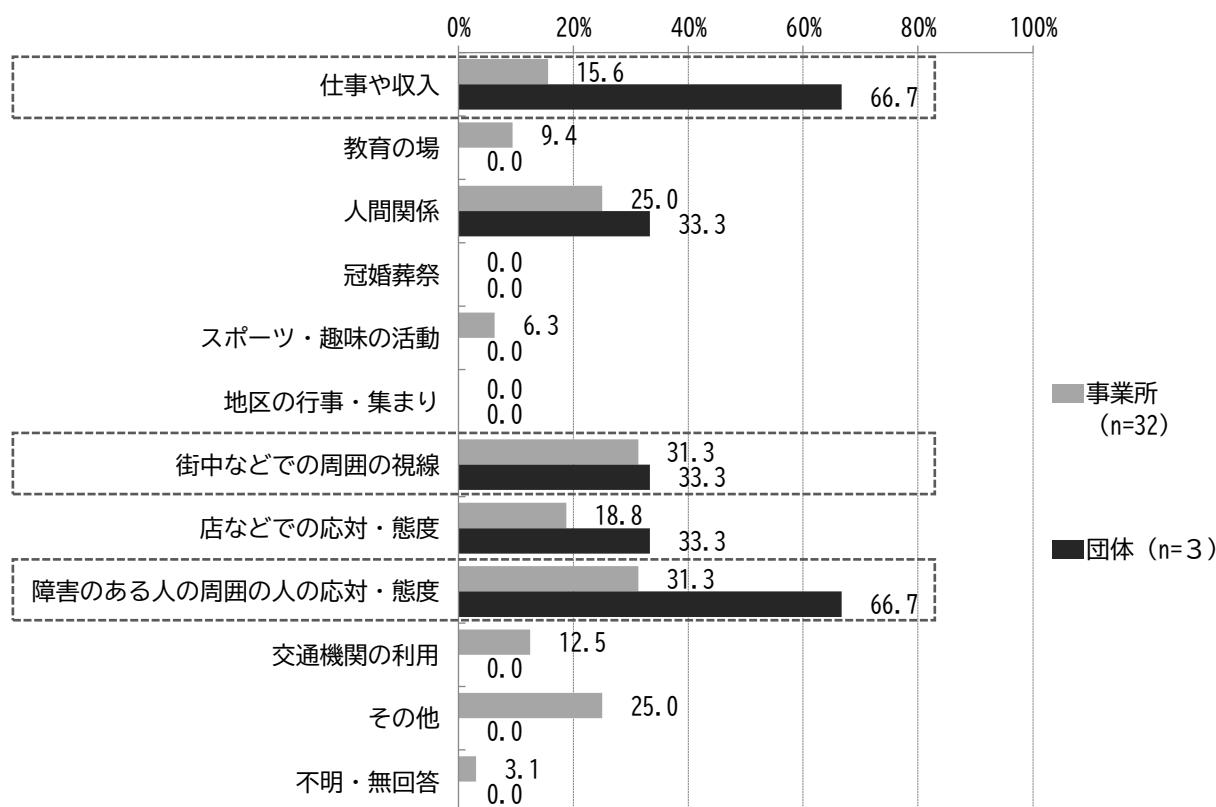




◎差別・偏見等があると回答した事業所・団体のみ

②どのようなところに、最も強く障害のある人に対する差別・偏見、または配慮のなさを感じますか。(複数回答)

事業所、団体とも「障害のある人の周囲の人の対応・態度」に強く差別・偏見等を感じています。また、事業所では「街中などでの周囲の視線」、団体では「仕事や収入」にも強く差別・偏見等を感じています。障害のある人に対する理解促進が求められています。



差別・偏見、または配慮のなさを感じた場面

≪ 事業所 ≫

- ▷店等での対応や店員の態度が、障害のある人は何を言ってもわからないという思いがあるのか健常者への対応とあからさまに違ったりする。
- ▷生産した農産物を市場に持って行った際、障害のある人が作ったというだけで値が一般より低くなると言われた。
- ▷近所の人の態度や視線に、障害のある人に対する偏見を感じる。

≪ 団体 ≫

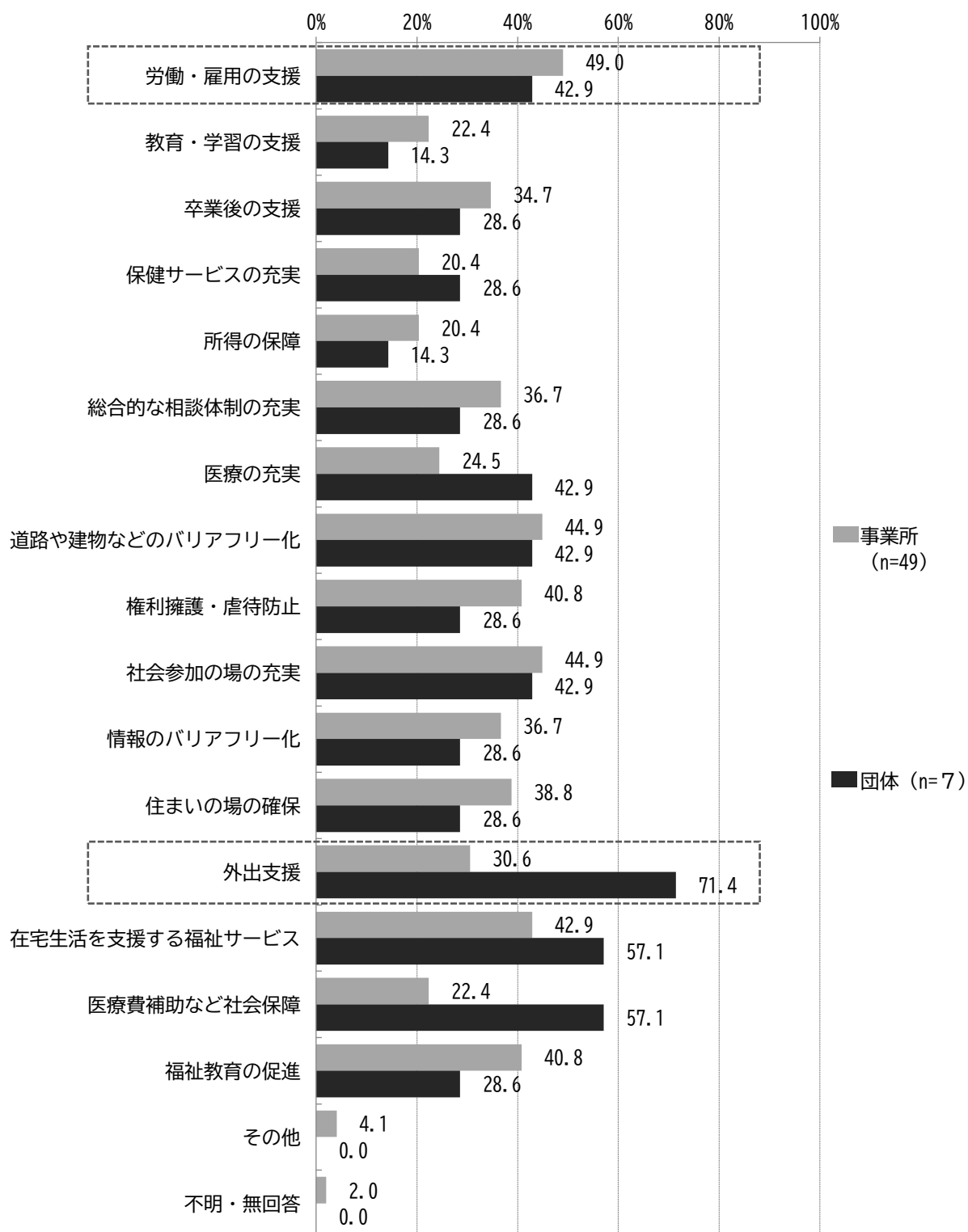
- ▷外出している際に、周囲の冷ややかな視線を感じることもある。
- ▷商業施設等で、障害者マークのある駐車スペースに一般の人が駐車している。
- ▷自閉症に対する理解が不足している。
- ▷障害は身体・知的・精神みんな同じだということを理解してもらいたい。同じ障害でも身体障害と精神障害で一般の人の感じ方が違うように思われる。

※アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見を、原文のまま抜粋して掲載しています。



③旭市が障害のある人にとって暮らしやすいまちにするために、どの分野に重点的に取り組む必要があると思いますか。(複数回答)

事業所では「労働・雇用の支援」、団体では「外出支援」が最も多くなっています。一人ひとりの状況に応じた雇用支援の充実や障害のある人が外出しやすい環境づくりが求められています。





アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見を、原文のまま抜粋して掲載しています。

相談支援について

《 事業所 》

- ▷日常的な生活の支援窓口として、専門的な相談体制や相談支援の資質向上が必要。
- ▷障害・高齢・子ども等分野横断で取り組んでいくことが重要。

《 団体 》

- ▷本人が困っていることを理解していない場合がある。近所からも見えていない場合もあるため、行政が積極的にアプローチし、孤立しない仕組みづくりが求められる。

福祉教育について

《 事業所 》

- ▷当事者の経験を聞くなどの学びの機会が持てるようにする。
- ▷若い時に精神疾患を発症する人も多いため、学生時に精神疾患・心の健康に関する学習をすることで早めの対策を取ることができるのではないか。

《 団体 》

- ▷子どもに対する福祉教育だけでなく、大人（保護者）の障害に対する理解も大切。
- ▷以前は学校から依頼があり、講話を行ったことがある。だが、ここ数年は依頼がない。障害に対する理解促進のために、指導にあたっていきたい気持ちはある。

障害者家族への支援について

《 事業所 》

- ▷障害のある人本人に対する支援と同時に、家族の不安を解消するような相談支援やサービスの充実が必要だと感じる。

《 団体 》

- ▷障害のある人の面倒をみるのは家族、というのが当たり前になっている。家族に全部押し付けるのではなく、行政が首を突っ込んで助けて欲しい。
- ▷障害者家族にも焦点を当てて欲しい。

外出支援について

《 事業所 》

- ▷通勤手段として気軽に使える交通手段があると良い。
- ▷ひとりきりで外出ができない人には特に安価で利用できる外出支援が必要。

《 団体 》

- ▷移動支援を厚く助成してもらいたい。
- ▷デマンド交通は行き先が指定（限定）されてしまう。
- ▷家族以外の人への支援を受け、障害のある人が外出できるような体制づくりが必要。



居住支援について

≪ 事業所 ≫

- ▷地域で暮らしていくためには、一番は居住の場の確保が最優先かつ最大の難関である。
- ▷地域生活支援拠点の整備が必要。

≪ 団体 ≫

- ▷家族が障害のある人の世話が出来なくなったときや親亡き後のことを考え、障害のある人が一人でも暮らせるような支援が欲しい。

労働・雇用について

≪ 事業所 ≫

- ▷ジョブコーチ*等による就労者の定着支援の推進が求められる。
- ▷体験、実習、訓練の場の充実が必要。
- ▷職場における障害のある人に対する理解・協力の促進及び合理的配慮の提供が重要。

≪ 団体 ≫

- ▷時短勤務等柔軟に働ける会社がない。
- ▷就労しても、職場の人とのコミュニケーションが難しく、人間関係が原因となり就労定着につながらない。雇用する側の理解と周知が重要。

社会参加について

≪ 事業所 ≫

- ▷指導員やボランティアの支援が必要。
- ▷行政が旗振りとなり、障害のある人もない人も巻き込んだ交流の場の提供が必要。

≪ 団体 ≫

- ▷イベント等の開催を団体に任せきりにせず、市も企画や運営に関わって欲しい。
- ▷どの活動をするにも、ボランティアの存在が欠かせない。
- ▷身近でスポーツしたり作品を展示したりする機会は市内にほとんどない。

災害対策について

≪ 事業所 ≫

- ▷他の事業所がどのように災害対策しているか分からないため、市内の事業所と共有する機会があると良い。
- ▷障害のある人の住む地域住民とのネットワークづくりが必要だと感じる。

≪ 団体 ≫

- ▷防災無線放送が音声だけである。また、全員が携帯電話やスマートフォンを所持しているわけではないため、災害時の情報提供には配慮して欲しい。
- ▷避難所では、障害のある人が入口付近に場所を確保できるような配慮が必要。



6. 課題のまとめ

障害への理解促進について

障害者差別解消法が改正され、障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められていますが、現状、障害のある人は様々な場面で差別や偏見等を感じていることがうかがえます。特に外出時の人の視線や周囲の人の対応・態度等に差別や偏見等を強く感じており、市民の障害及び障害のある人に対する理解不足が課題となっています。また、理解啓発の場面では身体障害ばかり取り上げられることが多く、知的障害や精神障害、発達障害に関する知識を学ぶ機会が足りていないことも課題として挙げられます。

学校教育で特別支援学校の児童・生徒と地域の小中学校の児童・生徒との交流は行っていますが、市民が障害の正しい知識を学ぶための講座や講演会等は実施できていません。障害に関わる情報を広報等で提供するだけでなく、実際に障害のある人と障害のない人が交流する機会の創出が求められています。

情報提供や相談支援の充実について

市では、広報紙の音訳版や障害のある人も利用しやすいホームページ等で情報バリアフリーを推進しています。一方で、市の広報紙やパンフレット、ホームページ等で障害福祉サービスについての情報を提供していますが、アンケート調査によると約3人に1人がどのような障害福祉サービスを利用できるのかわからない状況です。情報提供の方法を工夫することに加え、障害のある人やその家族等からの相談に対し、必要な情報を提供し、適切なサービスにつなげることも大切です。そのため、行政・サービス提供事業所・ボランティア団体等の障害のある人を取り巻く多機関の連携強化と障害・高齢・子ども子育て・生活困窮・健康等様々な分野が横断的につながる重層的な相談体制づくりが求められています。

障害者家族の負担軽減について

障害のある人を介助している家族は、介助者自身の健康や、介助者が介助できなくなったときの障害のある人本人の将来等に不安を感じており、「親亡き後」が問題視されています。また、身体的・精神的な負担を抱えている介助者も少なくありません。障害のある人が一人でも地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の居住支援や地域で障害のある人の暮らしを支えていけるようなネットワーク構築、障害福祉サービスの充実等が求められています。



保健・医療・福祉の連携について

日常生活の中で、急病やけが等の緊急時の対応及び医療・健康について不安であるという声や、障害者施策の中で特に保健・医療の充実を求める声が多く、緊急時でも対応できる保健・医療のニーズが高いことがうかがえます。障害の早期発見や障害のある人の健康維持、重症化防止等を図るため、地域における保健・医療体制の整備が大切です。また、市の精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることや、国において精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築が目指されていることから、若いころからのこころの健康づくり対策や精神障害者への健康相談等の充実が求められています。

移動手段の確保について

アンケート調査によると家の車で外出している人が7割以上となっており、自分で運転できる人もいる一方、家族の支援がないと外出できない人がいることも想定されます。家族の負担軽減のためにも、家族以外の支援を受けて外出できるような体制づくりが必要になります。市では、移動支援事業に加え、福祉タクシー利用券交付や福祉カーの貸し出し、コミュニティバス・デマンド交通の運賃割引により外出支援を行っています。福祉タクシー利用券交付枚数に制限があること等から、各支援施策の向上が求められています。

就労・雇用の促進について

企業等で働くために、その人に合った職業や柔軟な勤務形態等、多種多様な働き方の充実が求められていますが、実際には、時短勤務等柔軟に働ける企業や様々な障害に合った職種の求人が少ない状況です。また、雇用につながっても、職場の人との人間関係が原因となり就労定着につながらないことも課題として挙げられます。障害者雇用への理解・啓発の促進やトライアル雇用*等による体験・経験の場の充実、職場適応援助者（ジョブコーチ）等による就労定着支援の推進、障害のある人と企業とのコーディネート機能の充実等が求められています。



社会参加の促進について

市内にはスポーツできる場や作品を展示する機会、各種イベント等の活動場所が限られているうえ、移動の問題もあり、社会参加のハードルが高くなっていることが課題です。障害のある人が気軽に参加できる機会や場の提供、移動の支援等、自主的な活動を側面からサポートしていくことが求められます。また、活動をするにあたっては、指導者やボランティア等、活動をサポートできる存在が欠かせません。障害のある人が参加しやすい環境づくりには、障害のある人だけでなく、市民・関係機関・ボランティア団体等の協働を進めていくことが求められています。

災害時の対応について

日常生活の中で特に災害時の対応が不安という声が多く、また、災害時に一人で避難できるか不安という人も多くいます。災害時に障害者家族や職員等が必ず避難の誘導等ができるとは限らないため、地域住民がその地域の障害のある人を把握し、いざという時に助け合える関係を築いておくことが大切です。災害時に障害のある人が孤立しないよう、福祉避難所の周知や避難支援個別計画の作成、地区の民生委員・児童委員[★]や関係機関等との災害時要援護者[★]リストの共有等の一層の充実が求められています。

バリアフリー[★]の推進について

市では、市役所新庁舎建設にあたって、視覚障害者の意見を踏まえて音声案内・点字ブロックの設置をしたり、日の出山公園に多目的トイレを備えたバリアフリー対応のトイレを新設したりと福祉のまちづくりを推進してきました。一方で、市内には歩道が整備されていない箇所もあり、また、段差・階段もあって歩きにくいという声もあります。さらに、防災無線放送が音声だけであること等情報のバリアフリーも課題として挙げられます。障害のある人が使いやすい公共施設及び道路の整備等のハード面と、広報・表示・手続き等のソフト面の両面のバリアフリーが求められています。



第3章 計画の基本理念

1. 基本理念

本市では、「旭市障害者計画」と「旭市障害福祉計画」において、ノーマライゼーションとリハビリテーションを向かうべき方向と定め、障害の有無に関わらず、人格や個性が尊重され、いきいきと暮らしていける社会の実現を進めてきました。

また、第2期旭市総合戦略の障害者施策では、「障害のある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、ともに活躍できる地域づくりに取り組みます。」と、目指す姿を示しています。

本計画では、本市の状況等を踏まえ、市全体で連携・協働し、障害のある人の社会参加と住み慣れた地域で自立できる社会に向けて、以下の基本理念を掲げます。

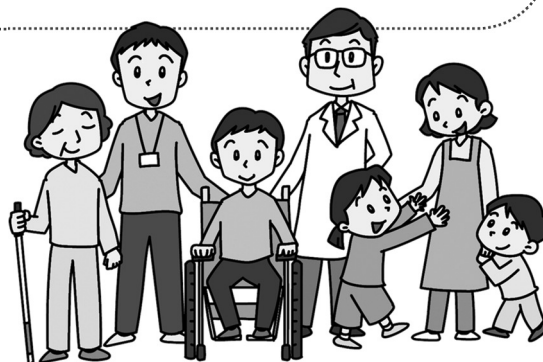
《 基本理念（将来像） 》

ともに生きるまち、あさひ

ノーマライゼーションとリハビリテーション

ノーマライゼーションとは、障害のある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整えるなど、あらゆる人がともに暮らしていける社会こそ正常な社会であると考え、そのような社会づくりを目指すことです。

リハビリテーションとは、機能障害の改善や機能の維持に加え、障害のある人が住み慣れた地域で家族や人々とふれ合いながら、生きがいを持って自立した生活を営めるよう、社会全体の改善を進めることです。





2. 施策の基本方針

(1) 共生社会の実現に向けた障害への理解促進

障害のある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障害のある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に係る意識啓発を行い、障害への理解の推進を図ります。また、福祉人材の確保やボランティア活動の活性化を目指し、市民が福祉に興味関心を持てるような取り組みを推進します。

(2) 自立した生活を支える制度や支援の充実

障害のある人が自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度等の権利擁護の取り組みや経済的な支援を推進します。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげられるような相談体制づくりを推進します。

(3) 保健・医療・福祉サービスの充実

障害のある人やその家族が安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。また、地域移行や介助者の負担軽減につながるよう、居住基盤の整備や移動手段の確保等を推進します。

(4) 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進

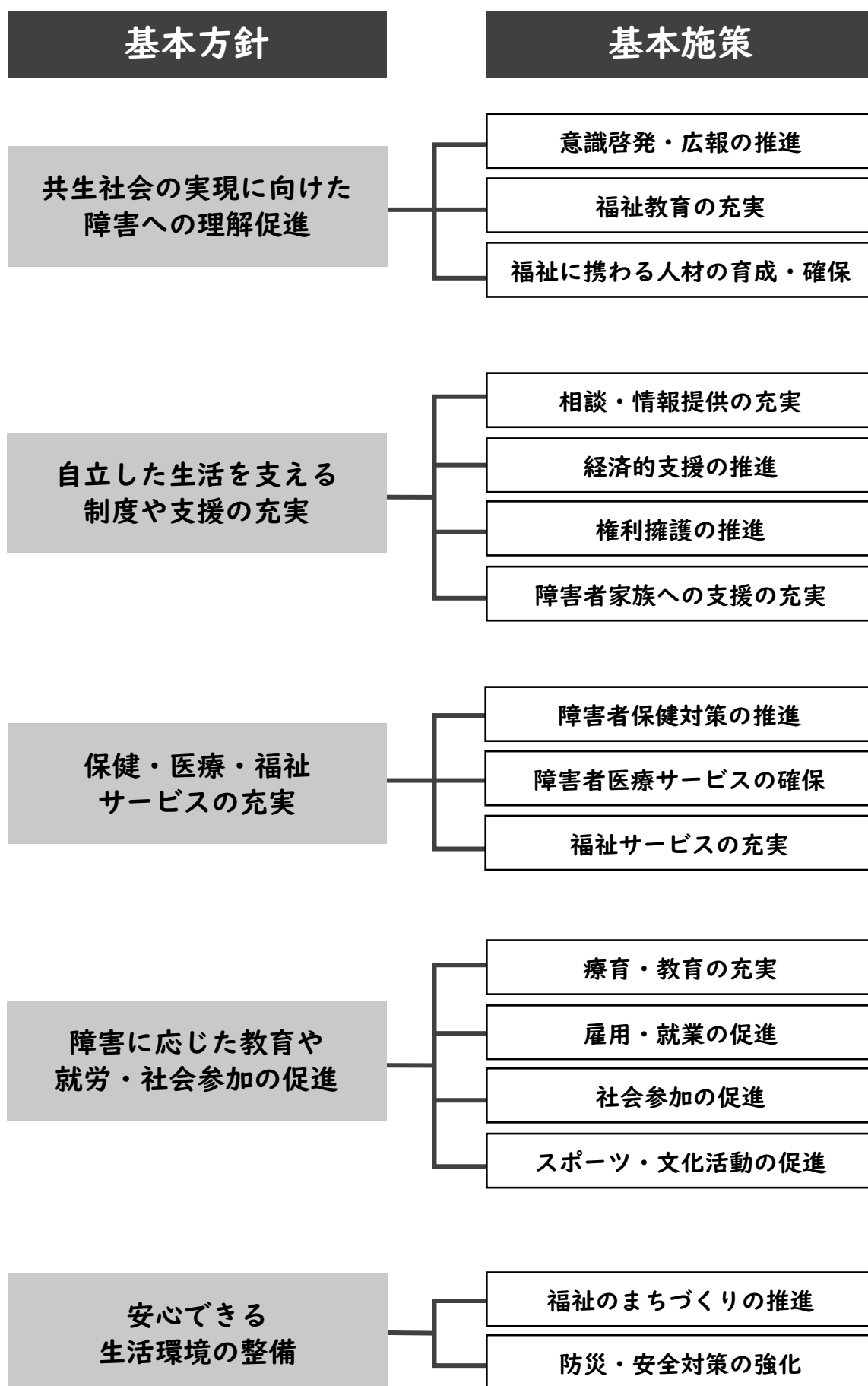
一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう、療育・教育から就労まで切れ目のない一貫した支援を図ります。また、社会参加の促進に向け、活動を支援する人材の確保や参加しやすい活動の場の充実、図書館等の施設を利用しやすい環境づくり等を推進します。

(5) 安心できる生活環境の整備

障害のある人だけではなく、市民全員にとって住みよい生活環境の整備に向け、ハード面・ソフト面両面のバリアフリーを推進し、福祉のまちづくりを目指します。また、災害時に障害のある人が孤立しないよう、地域のネットワークづくりを推進します。



3. 施策の体系



第2部 各論

第1章 共生社会の実現に向けた障害への理解促進

第2章 自立した生活を支える制度や支援の充実

第3章 保健・医療・福祉サービスの充実

第4章 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進

第5章 安心できる生活環境の整備

第6章 計画の推進

第1章 共生社会の実現に向けた障害への理解促進

1. 意識啓発・広報の推進

施策の方向性

合理的な配慮の不提供や不当な差別的取り扱いが解消される社会に向けて、関係機関と連携しながら啓発活動を行っていきます。また、障害や障害のある人に対する市民の理解が深まるよう、広報紙やホームページ、SNS 等様々な媒体を活用して、積極的に情報提供していきます。

主な事業

広報紙等による情報提供	社会福祉課・社会福祉協議会
◆障害に関わる知識や障害者差別解消法の施行にともなう取り組み等について、市の広報紙「広報あさひ」や社会福祉協議会の広報紙「社協だより」、市のホームページ等へ掲載し、障害への理解促進・啓発を図ります。	
◆社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮を提供するよう、積極的に周知啓発します。	
啓発媒体の充実	社会福祉課
◆障害のある人に対する理解が深まるよう、パンフレットや SNS 等を活用し、障害に関する知識・情報等を発信します。	
民間による福祉意識啓発の促進	社会福祉課
◆障害者福祉に関わる法人や民間団体と連携を図り、市の広報紙やホームページ、イベント等を通じて、市民の障害についての理解促進を図ります。	
人権相談・指導体制の強化	社会福祉課
◆「障害者週間（12月3日～9日）」に合わせ、障害のある人の人権に関する周知を図ります。	
◆障害のある人に対する差別解消や合理的配慮に向けた相談・指導体制の整備を検討します。	

コラム 障害のある人の支援に関するマーク

街中には障害のある人を支援するための様々なマークがあることをご存知でしょうか？

マークの名前と意味を正しく理解して、必要な支援や配慮をお願いします。

このマークにはどのような意味があるのか
いっしょに考えてみよう！



①



②



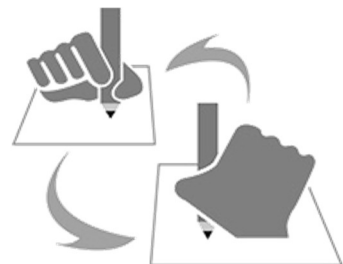
③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



答えは資料編（P74）にあります。

2. 福祉教育の充実

施策の方向性

小中学校等の学校教育において、障害や障害のある人への理解を深める教育を推進し、お互いに認め合い助け合う心を育てます。また、地域や関係機関との連携により、市民が障害について正しい知識を学ぶ機会を提供します。

主な事業

交流及び共同学習	教育総務課
◆小中学生の障害への理解を深めるため、特別支援学校の児童・生徒と地域及び小中学校の児童・生徒との交流を推進します。	
福祉指定校への支援・福祉体験教育機会の拡充	教育総務課
◆保育所・幼稚園から高校まで福祉体験学習を支援し、児童・生徒が福祉を体験的に学ぶ機会の拡充を図ります。	
◆障害のある人の講話や障害福祉サービス事業所での職業体験等、児童・生徒が福祉を学ぶ機会を提供します。	
社会教育における福祉教育	社会福祉課・生涯学習課
◆障害のある人に関する講座や講演会等を開催し、障害の正しい知識を学ぶ機会を市民に提供できるよう、講師情報の収集やニーズの掘り起こし等実施に向けた体制づくりに努めます。	

3. 福祉に携わる人材の育成・確保

施策の方向性

障害福祉サービスの質の確保・向上に向けて、専門的な技術及び知識を有する人材の確保と資質の向上を図ります。また、ボランティア活動に関する情報提供や啓発活動等により、市民の参加を促進し、ボランティア活動を活性化させます。

主な事業

手話奉仕員の確保・養成	社会福祉課
◆手話奉仕員養成講座の開催により、手話奉仕員の人材確保・養成を推進します。	
ボランティア活動の促進	社会福祉課・社会福祉協議会
◆社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の充実を促進します。	
◆より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティア団体に関する情報発信やボランティア養成講座、体験講座等を開催するなど、活動への参加機会を提供し、ボランティアの育成を促進します。	



専門従事者の確保・養成	社会福祉課
◆保健・医療・福祉に関わる専門従事者の計画的な養成を国・県に要望します。 ◆福祉人材の確保のため、市内の障害福祉に係る資源や事業所の雇用情報等について、広報や市のホームページでの周知を検討します。 ◆関連各課と連携しながら、市内在住の現在就業していない保健師や看護師等の専門職資格を所有している人の状況を把握し、人的資源の掘り起こしにつなげます。	
市職員の資質向上	社会福祉課・総務課
◆「旭市職員障害者活躍推進計画」に基づき、市職員が障害者雇用の推進に関する理解を深めるための体制を整備します。 ◆市職員向けの研修を実施し、職員の理解促進に努めます。	
研修等の参加促進	社会福祉課
◆県等が主催する障害福祉サービス従業者養成研修等への参加を促進し、適切な支援ができる人材の育成を図ります。	

共生社会の実現に向けた障害への理解促進における指標

指標		現状 令和3年度	目指す姿 令和8年度
「広報あさひ」による障害に関する 情報提供の充実	掲載回数	4回	6回
障害者福祉に関する ボランティアの活動の推進	団体数	4団体	5団体
	登録者数	61人	70人
日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じることが ある人の割合 ※障害者アンケートより		27.8%	減少

令和3年度の数値は見込み値



第2章 自立した生活を支える制度や支援の充実

1. 相談・情報提供の充実

施策の方向性

相談窓口の周知及び相談体制の充実を図り、相談者が相談しやすい場づくりや多様な相談方法等一人ひとりに合わせた相談支援に努めます。また、障害のある人からの各種相談に対応できるよう、関係機関との連携体制を強化します。さらに、障害のある人が必要なサービスを利用できるよう、わかりやすく情報を提供し、適切な支援につなげます。

主な事業

相談支援の充実	社会福祉課
◆必要な情報提供や権利擁護につながるよう、一人ひとりの状況に適切に対応できる相談支援の体制を充実します。 ◆障害者相談員や民生委員・児童委員、関係機関等と連携し、相談者が相談しやすい環境の提供に努めます。 ◆基幹相談支援センター★を拠点とした総合的な相談支援体制の充実を図ります。	
包括的な相談支援体制の強化	全課（主に社会福祉課・健康づくり課・子育て支援課・高齢者福祉課・教育総務課）・社会福祉協議会
◆属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めることができるよう、重層的支援体制の整備を進めます。 ◆ヤングケアラー★やひきこもり、8050問題★等単独では対応が難しい複雑化・複合化した問題については、社会福祉協議会や関係機関と協働し、適切な支援につなげます。	
障害者相談支援事業・地域活動支援センター事業の充実	社会福祉課
◆障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行えるよう、相談支援や地域活動支援センター事業を充実します。	
当事者による相談の充実	社会福祉課
◆当事者によるピア・カウンセリングの拡充のため、サービス提供事業所と連携し、ピアカウンセラーの活動支援を検討していきます。	
障害のある子どもやその家族に対する相談の充実	社会福祉課・健康づくり課
◆関係機関との連携を図り、心理相談員★・言語聴覚士★等による発達相談や療育相談の充実を図ります。 ◆保護者の会等の開催を通じ、当事者及び保護者同士の交流活動を促進します。	
相談窓口の周知と対応の充実	社会福祉課
◆市のホームページ等を活用し、各種相談窓口を周知します。 ◆コミュニケーション支援等、相談対応の充実を図ります。 ◆相談体制の充実や相談窓口の周知を強化し、早い段階で悩みごとや困りごとの解決につなげられるよう、相談支援の充実を図ります。	



情報バリアフリーの推進	社会福祉課・秘書広報課・社会福祉協議会
◆障害の種類に関わらず、各種情報を取得しやすくするため、手話通訳者★や要約筆者★によるコミュニケーション支援や、「広報あさひ」や「社協だより」の音訳版の提供等を推進します。 ◆市のホームページについて、障害のある人も利用・情報取得しやすくなるようウェブアクセシビリティ★に配慮し、ユーザビリティの向上に努めます。	
障害福祉サービスの情報提供の充実	社会福祉課
◆支援を必要とする人が適切なサービス利用につながるよう、市の広報紙やホームページ、パンフレット等を活用して、障害福祉サービスの種類や利用方法等の情報をわかりやすく提供します。	

2. 経済的支援の推進

施策の方向性

生活や医療に係る費用の負担を軽減し、障害のある人が地域で自立した生活ができるよう、各種制度や手当に関する情報発信・周知により利用を促します。また、障害のある人のニーズ等を勘案しながら、各種制度や手当の内容を見直し、支援の充実を図ります。

主な事業

年金制度等の利用促進	社会福祉課・保険年金課
◆障害年金や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当に関する情報について、市の広報紙やホームページ、窓口等で周知を図ります。	
割引・減免等制度の利用	社会福祉課
◆交通運賃割引、税控除、公共料金の減免等の各種制度に関する情報について、市の広報紙やホームページ、窓口等で周知を図り、利用促進を図ります。	
生活福祉資金貸付制度等の利用の促進	社会福祉課・社会福祉協議会
◆生活福祉資金貸付制度等の各種制度に関する情報の周知を図り、障害のある人が自立に必要な資金を確保できるように制度の利用を促進します。	
医療費の助成	社会福祉課・子育て支援課
◆医療費負担の軽減のため、重度・中度心身障害者（児）に対する医療費の助成や自立支援医療による助成を行います。 ◆ひとり親に扶養されている18歳から20歳未満で、一定の障害のある人（重度・中度心身障害者（児）の医療費助成の利用者は除く）に医療費の助成を行います。（扶養義務者の所得制限あり） ※0歳から18歳までは子ども医療費助成事業を行っています。	



難病患者への支援	社会福祉課
◆「難病療養者給付金」の支給により療養者及びその介護者の費用負担の軽減を図ります。 ◆「障害者等日常生活用具★給付」により、難病患者に日常生活用具を給付します。	
補装具、日常生活用具等の給付	社会福祉課
◆身体障害のある人の日常生活を支援するため、補装具の交付や修理に係る費用助成を行います。 ◆各種日常生活用具を給付するとともに、給付用具の内容の充実を検討します。	

3. 権利擁護の推進

施策の方向性

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別を解消し、障害のある人の権利を守るため、相談支援事業を中心とした権利擁護の体制づくりを進めます。また、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度の適切な利用を促進します。さらに、関係機関と連携し、障害のある人の虐待を防止するとともに、早期発見に努めます。

主な事業

権利擁護体制の整備	社会福祉課
◆知的障害や精神障害等の理由により、判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度の普及・周知を図り、制度の利用支援を図ります。 ◆障害のある人の権利擁護体制が強化されるよう、地域自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を推進します。	
日常生活自立支援事業等の推進	社会福祉課・社会福祉協議会
◆基幹相談支援センターや相談支援専門員等と連携し、支援を必要とする人に適切な対応ができるよう、支援の充実を図ります。 ◆福祉サービスの利用にあたって援助が必要な人や身の回りの管理・金銭管理等が難しい人を対象に、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の活用を推進します。	
苦情解決体制の整備	社会福祉課
◆サービス提供事業者や社会福祉協議会等の関係機関との連携を図り、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応を進めます。	



虐待の早期発見、防止のための体制づくり	社会福祉課
◆障害のある人への虐待等に対する適切な対応や支援ができるように警察や医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員等の関係機関や地域団体等との連携を推進します。 ◆障害者虐待防止センター★において虐待の通報・届出を受理し、障害のある人及び擁護者に対する相談、指導等の充実を図ることで、障害のある人への虐待防止や早期発見を推進します。	

4. 障害者家族への支援の充実

施策の方向性

障害者家族の悩みごとや困りごと等の不安解消に向け、家族同士が交流し、情報交換できる場づくりを進めます。また、介助者の就労や休息等を促進するため、一時的な見守り支援の充実を図ります。

主な事業

障害のある子どもやその家族に対する相談の充実【再掲】	社会福祉課・健康づくり課
◆関係機関との連携を図り、心理相談員・言語聴覚士等による発達相談や療育相談の充実を図ります。 ◆保護者の会等の開催を通じ、当事者及び保護者同士の交流活動を促進します。	
障害者家族同士のネットワークづくりの推進	社会福祉課
◆障害者家族同士が、悩み相談や情報交換ができるようなネットワークづくりや情報共有の場を提供します。	
レスパイトケア★の充実	社会福祉課
◆介助者の就労促進や精神的・身体的負担の軽減のため、日中一時支援や短期入所等サービスの利用を促進します。	



自立した生活を支える制度や支援の充実における指標

指標		現状 令和3年度	目指す姿 令和8年度
ピアサポーター*の活動支援	派遣回数	6回	12回
保護者の会の開催支援	開催回数	0回*	月1回
障害者虐待の防止	判断件数	2件	0件
相談する相手がいない人の割合 ※障害者アンケートより		5.8%	減少
「成年後見制度」の名前も内容も知っている人の割合 ※障害者アンケートより		25.2%	増加

令和3年度の数値は見込み値

*新型コロナウイルスの影響により未開催





第3章 保健・医療・福祉サービスの充実

1. 障害者保健対策の推進

施策の方向性

妊産婦への健康教育や保健指導等による健康に関わる正しい知識の普及に加え、乳幼児に対する健康診査等の実施により、障害を早期発見し早期療育につなげます。また、障害の原因となる疾患等の予防のため、健康づくりの正しい知識の普及を図りつつ、関係機関と連携し、健康相談支援の充実を図ります。

主な事業

母子保健対策の充実	健康づくり課
◆妊娠・出産・育児に対する正しい知識の普及と育児不安の軽減を図るため、両親学級や育児相談、訪問指導、育児サークル等を充実させ、親同士の交流と仲間づくりを推進します。	
乳幼児健康診査等の充実	健康づくり課
◆乳幼児健康診査による発育・発達状態の確認を行い、障害等の早期発見に努めます。	
◆1歳6か月児・3歳児健康診査では、心理相談員による相談を実施し、適切な療育、医療につなげていきます。	
◆継続的な支援が必要な乳幼児に対して、療育機関との連携を図り、相談・訪問指導を充実します。	
成人保健対策の充実	保険年金課・健康づくり課
◆青壮年期からの生活習慣病予防のため、健康教室や健康相談等を充実させ、健康づくりの正しい知識の普及を図ります。	
◆各種健康診査（検診）を実施し、障害のある人が受診しやすくなるよう、個別健診（検診）体制を整備します。	
◆障害者施設と連携し、障害のある人の健康診査の結果の情報共有を図ります。	
こころの健康づくり対策	社会福祉課・健康づくり課・教育総務課
◆保健所との連携を図りながら、学校教育等でこころの健康づくりに対する啓発・普及活動を推進します。	
◆相談窓口を周知し、健康相談の相談内容により医療機関のほか、関係課や関係機関と情報連携を行い、支援の充実を図ります。	
精神保健事業の推進	社会福祉課・健康づくり課
◆精神障害のある人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、精神疾患の早期治療や治療継続、社会復帰を目的に健康相談や家族支援等を行います。	



2. 障害者医療サービスの確保

施策の方向性

保健・医療・福祉関係機関の連携や情報共有により、支援がとぎれることがないように継続的に関わり、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。また、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関との連携を強化し、地域医療体制の構築を図ります。

主な事業

医療体制の充実	健康づくり課・旭中央病院
◆1次医療から高次医療までの一貫したネットワークを整備し、障害の特性や程度、疾患等にあった治療・リハビリテーションを実施します。 ◆障害の軽減等を図るため、出産時の異常、脳血管疾患、交通事故等、緊急性の高い救急医療体制の充実を図ります。 ◆医師会・歯科医師会や病院との連携を図り、チラシやポスター等を活用してかかりつけ医を持つことを推進します。	
訪問看護サービスの利用促進	社会福祉課・高齢者福祉課
◆重度の障害により通院が困難で在宅医療を必要とする人が、訪問看護サービスを利用できるよう、提供体制の確保に努めます。	
地域リハビリテーション体制の充実	社会福祉課・高齢者福祉課
◆障害のある人の特性や程度に応じた医療・リハビリテーション体制を充実させるため、保健・医療・福祉関係機関との連携を図ります。	
保健・医療・福祉の連携体制の構築	社会福祉課・健康づくり課・高齢者福祉課
◆関係各課及び保健・医療・福祉従事者の連携を図り、障害の原因となる疾患等の予防のための保健・福祉サービスを適切に提供できる体制を整備します。	
職員間のネットワークづくり	社会福祉課
◆医療・福祉分野に従事する職員への研修会や会議等を実施し、職員間のネットワークづくりや民間団体等の専門職員との交流・情報交換の活性化を推進します。	



3. 福祉サービスの充実

施策の方向性

障害のある人やその家族の意向・状況を把握し、その人が望む日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスの質と量を充実させます。また、障害のある人の地域生活を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、地域で安心して生活できるような体制づくりに努めます。

主な事業

訪問系サービスの実施	社会福祉課
◆障害のある人の在宅生活を支える、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の提供を支援します。	
日中活動系サービスの実施	社会福祉課
◆障害のある人の日中活動を促進する、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）のサービス提供を支援します。	
居住支援・施設系サービスの実施	社会福祉課
◆障害のある人の施設等での生活を支える、自立生活援助、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）のサービス提供を支援します。	
コミュニケーション支援の充実	社会福祉課
◆聴覚・言語に障害のある人の社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣等のコミュニケーション支援の充実を図ります。	
障害者配食サービスの推進	社会福祉課
◆孤立しがちな障害のある人と社会のつながりを構築し、見守りを推進するため、障害者配食サービスの活用を推進します。	
地域自立支援協議会の運営	社会福祉課
◆地域自立支援協議会において、地域の課題や状況を共有し、障害福祉サービス等の整備に向けた協議・検討を行います。	
地域生活支援拠点等の整備	社会福祉課
◆障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、求められる機能やそれに対応した地域資源の現状等を踏まえ、地域生活支援拠点等の拡充を図ります。	
訪問入浴サービスの充実	社会福祉課
◆在宅のねたきり重度身体障害者に対し、訪問入浴サービスを行うことにより、心身機能の向上及び介護者の負担の軽減を図ります。	



コラム 旭市地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として「旭市地域自立支援協議会」を設置しています。旭市地域自立支援協議会は、市が運営主体となり、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療、教育、雇用等の関係機関、障害当事者団体等を構成員としています。

旭市地域自立支援協議会では概ね次のようなことを行っています。

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 市における課題の把握と解決策の検討



保健・医療・福祉サービスの充実における指標

指標		現状 令和3年度	目指す姿 令和8年度
手話通訳によるコミュニケーション支援の充実	利用実人数	4人	増加
地域自立支援協議会(定例会、幹事会、部会等)での情報共有と課題解決に向けた協議の充実	開催回数	22回	増加
保健、医療、福祉分野に従事する職員の連携体制の強化(旭市保健活動連絡会)	開催回数	2回	3回
地域生活支援拠点等の充実	拠点を担う事業所数	-	増加
障害福祉サービス等利用計画の充実	作成割合	100.0%	維持

令和3年度の数値は見込み値



第4章 障害に応じた教育や就労・社会参加の促進

1. 療育・教育の充実

施策の方向性

障害児が障害の特性や程度に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない一貫した支援を進めます。また、障害のある児童・生徒に適切な教育・指導ができるよう、教育環境のバリアフリー化や教職員の指導力の向上等に努めます。さらに、医療的ケアが必要な障害児が、地域で包括的な支援が受けられる体制づくりを推進します。

主な事業

障害児保育*の充実	子育て支援課
◆保育所や認定こども園等の民間施設において、療育支援加算の適用等の支援を行い、障害児の受け入れを推進します。	
◆千葉県保育協議会やこども発達センターにおける保育士研修の受講の推進等により、障害児保育に関する保育士の知識を深め、資質向上と保育内容の充実を図ります。	
保育環境の整備	子育て支援課
◆障害児がより適切な保育を受けられるよう、施設・設備等の環境整備に努めます。	
早期療育体制の整備	社会福祉課
◆関係機関と連携を図り、専門的医療・療育の必要な児童の特性に応じた療育体制の整備を推進します。	
◆家庭・学校・医療・福祉等の関係者の連携を構築するための手助けとなるライフサポートファイル（にじのファイル）*の周知を推進します。	
教育環境の整備	教育総務課
◆障害のある児童・生徒が、障害の特性に応じた適切な教育を受けることができるよう、施設や設備等、教育環境の整備を推進します。	
◆肢体不自由児を対象とした通級による指導や小学校への難聴特別支援学級の設置等、障害のある児童・生徒でもできる限り通級による教育が受けられる環境整備に努めます。	
特別支援教育の充実	教育総務課
◆関係機関による連携協議会や専門家によるチーム会議を実施し、協議や会議内容を踏まえた総合的な特別支援教育を推進します。	



障害児に対する指導・支援内容の充実	教育総務課
◆教職員の研修を実施し、指導力の向上と障害児教育の内容の充実を図るとともに、「個別の指導計画・個別の教育支援計画」の作成等を進め、各校に配布します。 ◆保育所、小学校、関係機関による支援連絡会議の実施等により、関係者間での情報交換・共有による連携の強化を図ります。	
就学指導・相談の充実	教育総務課
◆障害児が適切な進学先を選択できるよう、医療機関や教育機関等と連携し、早期からの就学相談を実施するほか、学校見学・学校体験を実施します。 ◆教育支援委員会において、本人・保護者の意見や本人の障害の実態、通学等を十分に考慮した就学指導を進めます。	
医療的ケア児支援体制の実施	子育て支援課・教育総務課
◆小中学校・保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の社会生活を支援します。	

コラム

旭市こども発達センター

就学前の発達が心配なお子さんに、親子で通っていただき、集団生活の中で楽しく運動面・精神面の成長を促し、育ちの応援をしていきます。

■利用申し込みができる人

市から障害児通所給付費支給決定を受け、受給者証をお持ちの小学校就学前のお子さんの保護者

■サービスの内容

【専門指導】言語指導（月４回）、作業療法（月１回）、心理療法（月２回）
なお、定員は １日 10 名

■利用日・時間

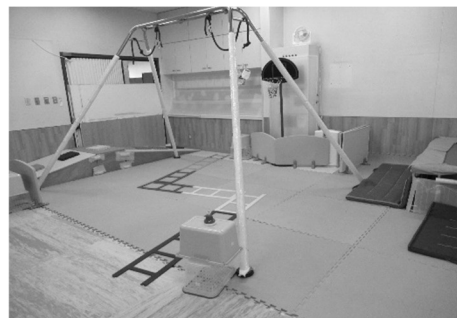
利用日：土・日曜日、祝祭日、年末年始休業日を除く日
他の保育所や幼稚園等と曜日を分けて通うことも可能
時 間：９時 30 分～15 時（お弁当持参）

■利用料

原則 1 割の負担（1 日 885 円～939 円）
満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から
3 年間の利用者負担は無料

■場所

旭市高生 1 番地 旧海上保健センター内



見学や体験希望の人は、旭市こども発達センターにお問合せください。

→TEL:0479-74-3733 / FAX:0479-74-3730 / Eメール:syogai@city.asahi.lg.jp

※令和4年3月現在



2. 雇用・就業の促進

施策の方向性

障害者雇用に係る各種助成制度等が浸透するよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、事業主等に対して周知・啓発を行います。また、働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会や働き方を提供し、障害のある人の雇用の促進と職場への定着を支援します。

主な事業

障害者雇用に係る制度の周知と啓発	社会福祉課・商工観光課
◆庁舎内に障害者雇用に係る啓発資料を配架するなど、障害者雇用への理解促進・啓発を図ります。 ◆事業主等に対して、障害者雇用に係る各種助成制度や税制上の優遇措置等の周知を図ります。	
雇用・労働施策との連携強化	社会福祉課・商工観光課
◆「職場適応援助者（ジョブコーチ）派遣事業」、「障害者試行雇用（トライアル雇用）事業」等の雇用・労働施策との連携により、障害のある人の雇用の促進と職場への定着を支援します。 ◆千葉県立障害者高等技術専門校等での就学相談・指導、職業訓練等の充実を図ります。 ◆特別支援学校での進路相談会に参加し、今後の進路を考える支援をします。 ◆ハローワーク銚子等と連携し、障害のある人の雇用に資する取り組みの周知・啓発を行います。	
市職員における障害者雇用の促進	総務課
◆「旭市職員障害者活躍推進計画」に基づき、障害のある人の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある職員一人ひとりが、障害の特性や個性に応じて、その能力を有効に発揮し、自分らしく活躍できる職場環境づくりを目指します。	
障害者優先調達推進	社会福祉課
◆優先調達可能な物品・サービスの把握に努めるとともに、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達（購入）を推進します。	



3. 社会参加の促進

施策の方向性

障害者団体等の育成のため、その運営や活動事業等に対して必要な支援を行います。また、障害のある人や障害者家族同士がつながることができるよう、相談・交流の場づくりの推進と広報紙等での障害者団体等の情報提供の充実に努めます。さらに、既存の枠組みにとらわれず、障害の有無や世代、属性を超えたつながりづくりに向け、様々な視点での取り組みを検討していきます。

主な事業

障害者福祉団体等の育成	社会福祉課
◆市内の当事者団体及び家族会等の障害者団体の育成や運営支援を行うとともに、団体が抱える問題である会員の減少や高齢化等に対する継続的な支援を行います。	
障害者団体等の相互の交流促進	社会福祉課
◆市の広報紙への掲載等により、各団体の活動を紹介する機会を提供します。 ◆障害者団体等の活動が活発になるよう、団体同士の交流機会・きっかけづくりに努めます。	

4. スポーツ・文化活動の促進

施策の方向性

スポーツ・レクリエーションや文化活動への参加促進を図るため、大会・イベント等の情報と体験の機会を提供します。また、指導員及びボランティアの養成や市民の障害者スポーツの理解促進等、障害のある人が参加しやすい環境づくりに努めます。

主な事業

スポーツ・レクリエーション活動の推進	社会福祉課・体育振興課
◆障害のある人の社会参加を促進するため、障害者スポーツの大会やイベントの情報提供を行います。	
◆団体やサービス提供事業所と連携しながら、大会やイベント等の企画及び運営に携わり、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を推進します。	
◆市民が障害者スポーツの知識や認知を高めるとともに、障害に対する理解を深めることができるよう、障害者スポーツの普及を図ります。	
◆障害のある人が安全に楽しみながら参加できるよう、指導者やボランティアを育成し、参加支援の充実に努めます。	



文化活動の機会の提供	社会福祉課・生涯学習課
◆文化団体の活動支援や東総文化会館を利用した各種事業を実施し、障害のある人も参加しやすい文化活動の機会を提供します。 ◆自主的で活発な活動が展開されるよう、活動が行える場や機会についての情報提供を推進します。 ◆障害のある人による文化活動を理解し、活動をサポートできる人材を育成します。 ◆障害特性に応じた、利用・活動しやすい環境づくりを進めます。	
障害者文化・スポーツ団体の育成	社会福祉課
◆障害のある人が文化・スポーツ活動を継続できるよう、自主サークル化を推進します。	
障害のある人の読書環境の充実	生涯学習課
◆障害の種類や程度に応じて配慮し、図書館利用に係る体制の整備や視覚障害者等が利用しやすい書籍の充実、図書館のサービスに関わる人材の育成等に努めます。	

障害に応じた教育や就労・社会参加の促進における指標

指標		現状 令和3年度	目指す姿 令和8年度
療育支援コーディネーター★の活用	配置人数	2人*	維持
特別支援教育コーディネーター★の活用	配置人数	20人	維持
市職員の障害者雇用の促進(法定雇用率の達成)	雇用率	2.32%	2.6%
障害者スポーツや文化活動に関するイベントや大会の充実	開催回数	2回	17回

令和3年度の数値は見込み値

*香取・海浜圏域での配置人数





第5章 安心できる生活環境の整備

1. 福祉のまちづくりの推進

施策の方向性

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共交通機関や道路、建築物等のハード面と情報提供等のソフト面の両面からバリアフリー化を推進します。また、住宅改造や、移動に係る各種制度や助成の周知及び利用促進を図ります。さらに、罪を犯した障害のある人が再び罪を犯すことのないよう、円滑な社会復帰のための支援を行います。

主な事業

福祉のまちづくりの推進	社会福祉課・建設課・都市整備課
◆障害者差別解消法をはじめ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「千葉県福祉のまちづくり条例」、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉づくり条例」の周知とともに、段差の解消や駐車場・トイレの整備等を推進します。 ◆エレベーターの設置や障害者用スロープの設置等、施設の新設及び改修にともない、バリア解消を図ります。 ◆ハード面だけでなく、広報・表示・手続き等のソフト面においても、ユニバーサルデザイン★の考え方の普及・啓発を推進します。	
公共公益施設等の整備促進	社会福祉課・行政改革推進課・建設課・都市整備課
◆公共施設・道路・公園等は市が率先してバリアフリーを推進するとともに、他の公共公益機関に対してバリアフリーを要請します。 ◆色覚障害や白内障等により特定の色が識別しにくい人にも見分けやすい色を使って、情報伝達を目指す「色覚バリアフリー」を推進します。	
歩道・交通安全施設等の整備	建設課
◆歩道や音響信号・点字ブロック等、交通安全施設等の整備を推進します。	
住宅改造助成制度の利用促進	社会福祉課
◆障害のある人が浴室・トイレ・玄関等の改造を行う費用を助成します。 ◆より多くの人が制度を活用できるよう、市のホームページ等での周知を推進します。	
福祉カー貸付の促進	社会福祉課
◆心身に障害のある人の社会参加を促進するため、ワゴン車を無料で貸し出します。	
再犯防止の推進	社会福祉課
◆自立した生活を営むことが困難な罪を犯した障害のある人に対し、必要な障害福祉サービスが提供されるよう、関係機関や団体との連携を図ります。	



外出支援の充実

社会福祉課・企画政策課

- ◆外出や余暇活動等、社会参加のための外出時の移動の支援を推進します。
- ◆コミュニティバスやデマンド交通等の公共交通の利便性向上に努めます。
- ◆重度心身障害のある人が通院や会合等のために福祉タクシーを利用する場合に、料金の全部または一部を助成します。
- ◆利用者のニーズを把握しながらサービスの内容を適宜見直します。
- ◆より多くの人が制度を活用できるよう、市のホームページ等での周知を推進します。

コラム デマンド交通「きらりんタクシー」

同じ時間帯に予約した人と相乗りしながら目的地に向かう、乗り合い型のタクシーです。

運行区域は、市内を3つの区域に分けて、運行車両はそれぞれの区域を運行します。



■利用できる人

市内在住者で、事前に利用登録をした人

■予約受付時間

月曜日～金曜日 8時～17時 ※祝日、12月29日～1月3日は除く

■運行日・運行時間

月曜日～金曜日 ※祝日、12月29日～1月3日は除く
8時～17時までの間 ※正午から13時を除く

■運賃（乗車1回あたり）

基本運賃 500円

障害のある人 400円（障害者手帳（身体・療育・精神）を提示※）

※株式会社ミライロが提供する「ミライロ ID（障害者手帳アプリ）」をご提示いただくことでも同様の割引が適用されます

■利用条件

1人で乗り降りが困難な場合は、介助者の同乗が必要です。

介助者も利用者登録と予約が必要です。

乗降場所や登録用紙の提出先、問い合わせ先等については市ホームページをご覧ください。

※令和4年3月現在





2. 防災・安全対策の強化

施策の方向性

障害のある人の状況や障害特性に応じた防災・防犯対策を適切に実施できるよう、関係機関や地域住民等と情報共有・連携しながら、施設従業員の知識向上や地域における防災体制づくり等の支援体制を強化します。

主な事業

防火対策	消防本部
◆障害者施設の従業員に対して、消火・避難・通報等の訓練や指導を行い、防火知識の普及を図ります。	
防災情報の的確な提供	社会福祉課・総務課
◆災害時に、障害のある人にいち早く的確な災害情報を提供できるよう、地域情報を発信する体制を整備します。	
◆防災行政無線のほかメールや SNS 等によりスマートフォン等へ配信するなど、多様なツールを活用し、障害特性に配慮した災害情報の提供を推進します。	
地域防災体制の整備	社会福祉課・総務課
◆地区の民生委員や関係機関等と連携し、災害時要援護者台帳管理システムによる要援護者リストの情報共有を推進します。	
◆住宅内での災害予防対策の徹底を図り、介護や介助が必要な障害のある人を救助できるよう、自主防災体制の確立や避難支援個別計画の作成、福祉避難所の周知、避難路の確保等を推進します。	
◆地域の防災訓練や出前講座等を実施し、防災知識の普及を図ります。また、障害のある人も参加しやすいような実施方法やプログラムを検討します。	
障害のある人の犯罪被害・消費者被害の防止	社会福祉課・総務課・商工観光課
◆盗難・暴行行為・悪質商法等の障害のある人を狙った犯罪の防止のために、県や警察、関係機関との連携を図ります。	
◆障害のある人の消費者被害の救済と未然防止のため、消費生活センターにおいて相談支援体制の強化と被害情報等の情報発信を行います。	



コラム 感圧センサー式音声案内

市役所庁舎前のバス乗り場にある点字ブロック（警告ブロック）の上に立つと、庁舎やバス停の場所を音声で案内してくれます。

このように障害のある人が安心して生活できるよう、市では福祉のまちづくりを進めています。

バス停はこちらです



点字ブロックの上に立つと…

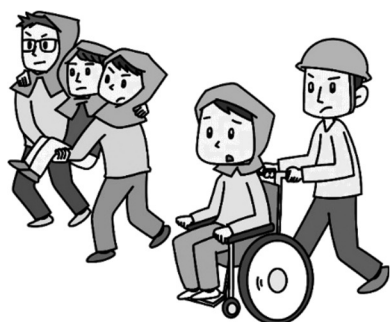


※令和4年3月現在

安心できる生活環境の整備における指標

指標		現状 令和3年度	目指す姿 令和8年度
外出支援の充実 (障害者等移動支援事業)	延べ 利用者数	658 人	増加
障害者施設従業員の防火知識の向上	訓練回数	68 回	各施設2回/年
地域の防災訓練に参加している人の割合 ※障害者アンケートより		9.4%	増加

令和3年度の数値は見込み値





第6章 計画の推進

1. 関係機関との連携強化

各種障害者施策の展開及び施設の設置については、千葉県の定める障害保健福祉圏域内の各自治体と調整を図り、より効果的・効率的なサービスを提供します。また、障害者団体やボランティア団体、教育機関、福祉サービス提供事業所、保健・医療機関、民生委員・児童委員、NPO 等様々な関係機関との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすい社会づくりを推進します。さらに、障害者福祉分野だけでなく高齢者福祉や児童福祉等分野横断で取り組みながら包括的な支援体制を構築します。

国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 庁内の連携強化

障害者施策の推進にあたっては、社会福祉課だけでなく全庁が一体となって取り組むことが必要です。関係各課での情報の共有等の連携を図り、包括的な推進体制の充実に努めます。

3. 計画の推進・評価体制

本計画の円滑な障害者福祉施策を着実に推進するため、地域自立支援協議会において、PDCA サイクルを活用した評価・点検を行い、進捗状況を確認します。また、より効果的に取り組みを実施するため、必要に応じて本計画の見直しを行うとともに、障害のある人や当事者団体、福祉サービス提供事業所、その他専門機関等の意見や見解を収集し、反映します。

《PDCA サイクルのイメージ図》



資料編

第1章 旭市障害者計画等策定委員会

第2章 障害者計画策定の経過

第3章 用語解説



第1章 旭市障害者計画等策定委員会

1. 旭市障害者計画等策定委員会設置要綱

平成18年9月28日

告示第190号

改正 平成22年3月30日告示第70号

平成23年5月20日告示第75号

平成25年3月26日告示第54号

令和3年3月31日告示第56号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、広く関係者等の意見を反映させるため、旭市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に係る重要事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者及び障害者団体の代表
- (2) 医療に従事する者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、計画の決定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討部会)

第6条 計画の策定に関し必要な調査検討を行うため、委員会に検討部会を置く。



2 検討部会の委員は、別表に掲げる課の長が当該課に所属する職員のうちから指名する者をもって充てる。

3 検討部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

4 検討部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

5 部会長は、必要があると認めたときは、検討部会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成22年3月30日告示第70号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月20日告示第75号）

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日告示第54号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第56号）抄

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

総務課
企画政策課
財政課
健康づくり課
社会福祉課
子育て支援課
高齢者福祉課
商工観光課
建設課
都市整備課
教育委員会教育総務課
教育委員会生涯学習課
教育委員会体育振興課



2. 旭市障害者計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	所属団体等	No.	役 職	氏 名	備 考
障害者及び 障害者団体 の代表	旭市身体障害者福祉会	1	会長	加瀬 正子	副委員長
	精神障害者家族会あさひ	2	理事	林 利恵子	
	東総地域の療育を考える会	3	世話人代表	平山 佐知子	
	旭市自閉症協会	4		片山 純子	
医療に従事 する者	(一社) 旭匠瑳医師会	5	理事	鈴木 新	
障害者の福 祉に関する 事業に従事 する者	(社福) ロザリオの聖母会	6	業務執行理事	白井 正和	委員長
	(NPO) あおぞら	7	施設長	伊東 純子	
	海匠ネットワーク	8	所長	英 一馬	
	地域生活支援センター 友の家	9	所長	稲野 正樹	
	(社福) 旭市社会福祉協議会	10	会長	宮原 壯六	
	旭市民生委員・児童委員連絡協議会	11	理事	平野 嘉一	
関係行政 機関の職員	海匠健康福祉センター	12	地域保健 福祉課長	米谷 礼子	
	銚子公共職業安定所	13	所長	佐藤 年雄	
	八日市場特別支援学校	14	校長	山崎 博志	
	旭市社会福祉課	15	課長	椎名 隆	



3. 旭市障害者計画策定委員会検討部会委員名簿

No.	所 属 課	役 職	氏 名	備 考
1	総務課	主査	石毛 和彦	職員班
2	企画政策課	副主幹	金谷 健二	企画調整班
3	財政課	副主幹	角川 幸広	財政班
4	健康づくり課	副主幹	森田 美佐子	母子保健班
5	社会福祉課	副課長	齋藤 邦博	
6	子育て支援課	副主幹	松本 かおり	子育て支援班
7	高齢者福祉課	副主幹	石田 秀典	高齢者班
8	商工観光課	副主幹	石井 康弘	商工労政班
9	建設課	主査	平野 耕規	用地班
10	都市整備課	副主幹	松本 達明	都市計画班
11	教育委員会教育総務課	主幹	大目 智志	学校教育指導室 (指導班兼務)
12	教育委員会生涯学習課	副主幹	亘 隆男	社会教育班
13	教育委員会体育振興課	副課長	寺嶋 和志	



第2章 障害者計画策定の経過

日程		事項	主な内容
令和3年	9月15日～10月15日	旭市障害者計画策定のためのヒアリング調査	市内の障害福祉サービス提供事業所及び障害者関係団体にヒアリングシートを配付し、事業所49件・団体7件の回収
	9月30日～10月18日	旭市障害者計画策定のためのアンケート調査	市が援護している障害者手帳所持者等にアンケート調査票を配付し、726件の回収
	10月12日	第1回 旭市障害者計画策定委員会	(1)委員長及び副委員長選出 (2)旭市障害者計画について ①スケジュールの確認 ②計画概要(骨子)の説明
	12月3日	第2回 旭市障害者計画策定委員会	(1)旭市障害者計画について ①アンケート調査結果報告及び計画(素案)について ②意見募集(パブリックコメント)について
令和4年	1月4日～1月17日	意見募集 (パブリックコメント)の実施	計画案に対する市民意見の公募
	2月1日～2月8日	【書面開催】 第3回 旭市障害者計画策定委員会 ※新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置のため	(1)意見募集(パブリックコメント)の結果報告及び旭市障害者計画(案)について (2)旭市障害者計画(わかりやすい版)について



第3章 用語解説

ア行 -----

■医療的ケア児（P6，54）

N I C U（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

■インクルーシブ教育（P8）

人間の多様性の尊重等の強化、障害のある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。

■ウェブアクセシビリティ（P45）

高齢者や障害のある人を含めたすべての人が、心身の条件や利用する環境に関係なく、ホームページ等で提供されている情報や機能に支障なくアクセスし、利用できること。

カ行 -----

■基幹相談支援センター（P44，46）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り組み及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。

■権利擁護（P2，37，38，44，46）

認知症や障害等により、自分で判断することが困難な人が、その人らしく住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要な権利を守るための支援をすること。

■言語聴覚士（P44，47）

言語療法を用いて言語障害者の治療・訓練を行う人。言語治療士、言語療法士ともよばれる。

■合理的配慮（P2，4，5，6，32，33，37，40）

障害のある人が他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享受し、行使することを確保するための必要な変更及び調整。



サ行 -----

■災害時要援護者（P35，60）

高齢者や障害のある人等、災害時の避難行動や避難所等での生活が困難で、何らかの手助けが必要な人。

■社会的障壁（P4，9，40）

障害のある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるもの。物理的障壁（交通機関や建築物等）、制度的障壁（資格の制限等）、文化・情報面の障壁（点字や手話通訳の欠如等）・意識上の障壁（偏見等）の4つに分類される。

■手話通訳者（P45，51）

言語・聴覚障害者と健聴者のコミュニケーションを仲介するため、手話を使ってサポートする人。

■重層的支援体制整備事業（P7）

市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制の整備を目的に、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。各事業の内容については、社会福祉法第106条の4第2項に規定されている。

■障害者虐待防止センター（P47）

障害者虐待防止法の施行に基づき、全国各市町村に設置された障害者虐待の対応窓口。養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害のある人の保護のため、障害のある人及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行う。

■障害児保育（P53）

心身に障害がある就学前の乳幼児に対して集団の中で心身の発達を促すための保育。

**■職場適応援助者（ジョブコーチ）（P32, 34, 55）**

知的障害や精神障害等、円滑なコミュニケーションが困難な人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、仕事や訓練のサポート及び職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員。

■自立支援医療（P15, 45）

障害のある人が心身の障害の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療。育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

■心理相談員（P44, 47, 49）

心の発達や成長、家族や社会との関係等について、適切なアドバイスやカウンセリングを行う人。

■成年後見制度（P5, 22, 37, 46, 48）

認知症や知的障害、精神障害によって判断能力が不十分な人に対して、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の意思や生活に配慮しながら財産管理や身上保護を行うこと。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があり、法定後見制度には、後見（判断能力が全くない人）・保佐（判断能力が著しく不十分な人）・補助（判断能力が不十分な人）の3類型がある。また、任意後見制度とは、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、判断能力が不十分になった時に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておくこと。

タ行 -----

■特別支援教育コーディネーター（P57）

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと、小中学校または特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う人。

■トライアル雇用（P34, 55）

企業が障害のある人を一定期間試行雇用すること。就職前に企業と障害のある人が互いに適性や能力、職場環境等を見極めながら相互理解を深め、不安を解消することで、障害のある人の継続雇用を目指す。



ナ行 -----

■内部障害（P12, 74）

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能の障害。

■難病（P4, 9, 46, 74）

原因が不明、かつ、治療方針が未確立であり、少なからず後遺症を残すおそれがある疾病。また、長期にわたる治療が必要で、介助する家族や本人の経済的・精神的負担の大きい疾病。令和3年11月現在で障害者総合支援法の対象疾病は366疾病。

■日常生活用具（P46）

日常生活上の便宜を図るための用具で「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」「住宅改修費」の6種類。

ハ行 -----

■8050（ハチマル ゴーマル）問題（P44）

80代高齢の親が、50代中高年で独身無職の子どもと同居し、経済的にも生活を支える状況を表したものの。

■バリアフリー（P35, 37, 53, 58, 74）

高齢者や障害のある人が歩行する際等、住宅等の出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境にある状態。また、物理的な障壁を取り除くことだけでなく制度面・心理面・情報面等、高齢者や障害のある人を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

■ピアサポーター（障害領域において）（P48）

障害のある人が、自らの体験に基づいて他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動を「ピアサポート」といい、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピア・カウンセリング」も類似の概念。



マ行 -----

■民生委員・児童委員（P35, 44, 47, 60, 62）

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、適切な支援やサービスのつなぎ役として、社会福祉の増進に努める人。

ヤ行 -----

■ヤングケアラー（P44）

通学や仕事のかたわら、障害や病気のある家族の介護やケア、身の回りの世話を担う 18 歳未満の児童のこと。

■ユニバーサルデザイン（P58）

年齢、性別、身体、国籍等、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物・施設、製品等をデザインすること。

■要約筆記者（P45, 51）

その場で話の内容を要約し、文字にして伝えることで、中途失聴者や難聴者等の聴覚障害者や高齢者等のコミュニケーションをサポートする人。

ラ行 -----

■ライフサポートファイル（にじのファイル）（P53）

支援を必要とする子とその家族について「一貫した継続的な支援」を実施するために、成育歴やケアの仕方を乳幼児期から青年期に至るまで継続して記録・整理できるノート。

■療育（P27, 37, 38, 44, 47, 49, 53）

医療的配慮のもと、障害児の社会的自立生活に向けて支援・育成すること。

■療育支援コーディネーター（P57）

在宅の重症心身障害の状態にある児童、知的・身体障害や発達障害のある児童等が、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、その相談に応じて支援に関するケースを管理し、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携を調整する人。

■レスパイトケア（P47）

障害のある人等を介護する家族等を一時的に、一定期間、介護から解放することによって日頃の心身の疲れを癒やし、介護負担を軽減する援助。



P41「障害のある人の
支援に関するマーク」の
答えです！



①障害者のための国際シンボルマーク

障害のある人が利用できる建物や施設であることを表した世界共通のマークです。

②盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物や施設であることを表した世界共通のマークです。

③ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人等、援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

④耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

⑤筆談マーク

聴覚障害者等が筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるとき、または役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗等、筆談による対応ができるところが掲示するマークです。聴覚障害者等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。

⑥ハート・プラスマーク

身体内部に障害があることを知らせるためのマークです。

⑦オストメイトマーク

人工ぼうこうや人工こう門を使用している人のための設備があるトイレを示すマークです。

⑧ほじょ犬マーク

盲導犬等の補助犬と一緒に入れる施設や店舗を示すマークです。

第4次旭市障害者計画
(令和4年度～令和8年度)

発行：令和4年3月

編集：旭市役所 社会福祉課

〒289-2595 千葉県旭市二の2132 番地

T E L : 0479-62-5351 / F A X : 0479-62-2170

